

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）	一
○地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）（附則第七条関係）	二四八
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）（附則第八条関係）	二五五
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第三十九号）（附則第九条関係）	二五六
○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）（附則第十条関係）	二六〇

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

本則による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第十九条第九号の処分）</p> <p>第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 十五 略</p>	<p>（法第十九条第九号の処分）</p> <p>第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 納付又は納入すべき金額及び納付又は納入の期限の告知</p> <p>二 徴収の猶予、換価の猶予及び滞納処分の執行停止に関する処分</p> <p>三 担保の徴取及び担保の処分に関する処分</p> <p>四 還付又は充當に関する処分</p> <p>五 減免に関する処分</p> <p>六 過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定</p> <p>七 法第十一条第一項（これを準用する場合を含む。）の規定による告知</p> <p>八 法第十三条の二第三項（法第十四条の十八第四項において準用する場合を含む。）の規定による告知</p> <p>九 法第十三条の三第二項の規定による通知</p> <p>十 法第十四条の十六第四項の規定による通知に係る処分</p> <p>十一 法第十四条の十八第二項の規定による告知</p> <p>十二 法第十六条の四の規定による保全差押に関する処分</p>

十六 法第五十三條第五十三項若しくは第五十六項又は第三百二十一條の八第四十九項若しくは第五十二項の規定による通知

十七 略

十八 法第七十二條の三十二の二第四項又は第七項の規定による通知

十九 略

(法第二十三條第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上した
もの等)

十三 法第二十条の五の二の規定による期限の延長に関する処分

十四 法第二十条の九の三第四項の規定による通知に係る処分

十五 法第四十五条の二第二項又は第三百十七条の二第二項の規定による処分

十六 法第七十二条の二十五第二項から第五項まで(これらの規定を法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による承認に関する処分

十七 法第七十四条の十一第一項の規定による納期限の延長に関する処分

十八 法第三百二十一條の四第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)又は第三百二十一條の六第一項の規定による通知

十九 法第四百七十四条第一項の規定による納期限の延長に関する処分

二十 法第六百三條の二第四項の規定による通知

二十一 法第六百二十九條第四項の規定による通知

二十二 法附則第二十九条の五第六項の規定による通知

二十三 政令第四十八條の九の十第四項(政令第四十八條の十七において準用する場合を含む。)の規定による通知

(法第二十三條第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上した
もの等)

第一条の九の六 略

第一条の九の六 法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する総務省令で定めるものは、会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

2 法第二十三条第一項第四号の五イ(3)に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十七条の規定により
資本金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第一項第一号に
規定する額

二 会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 会
社計算規則第二十七条第二号に規定する額

3 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものとする。

4 法第二十三条第一項第四号の五イ(3)に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者の範囲)

第一条の九の七 法第二十三条第一項第十一号イ(3)及び第二百九十二条第

一項第十一号イ(3)に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合 その者と同一の世帯に属する者の住民票に住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に掲げる世帯主との続柄（次号及び次条において「世帯主との続柄」という。）が世帯主の未届の夫である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

二 その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合 その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

第一条の九の八 法第二十三条第一項第十二号ハ及び第二百九十二条第一項第十二号ハに規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合 その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

二 その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合 その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

(政令第七条の三の二第九項の総務省令で定める特殊の関係)

第一条の九の九 略

(政令第七条の三の二第九項の総務省令で定める特殊の関係)

第一条の九の七

政令第七条の三の二第九項に規定する総務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一 一方の者が他方の法人（法第二十四条第六項の規定により法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

二 二の法人が同一の者によりそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係その他の二の者が同一の者により直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2 前項第一号の場合において、一方の者が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の者の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一方の者の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる

。 場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 前項の他方の法人の株主等である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が同項の一方の者により保有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を当該一方の者又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が当該一方の者又は他の出資関連法人により保有されているものに限る。）により保有されている場合に限る。） 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

4 第二項の規定は、第一項第二号の直接又は間接に保有される関係の判

(政令第七条の四の二第二項の金融機関)
 第一条の十 略

(附属申告書等)
 第二条の二 略

定について準用する。

(政令第七条の四の二第二項の金融機関)

第一条の十 政令第七条の四の二第二項第一号ロに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行、信託会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第三項に規定する火災等共済組合、同項に規定する火災等共済組合連合会その他これらに類する共済に係る事業を行う金融機関とする。

2 政令第七条の四の二第二項第五号ロ及び第十二号ロに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行及び信託会社とする。

(附属申告書等)

第二条の二 道府県民税及び市町村民税の納税義務者で次の表の上欄に掲げるものは、法第四十五条の二第一項及び第三百七条の二第一項の申告書に、それぞれその下欄に掲げる附属申告書を添付しなければならない。

納税義務者	附属申告書の種類
(一) 当該年度の初日の属する年の前年（以下道府県民税及び市町村民税について「前年」という。）中に生じた純損失の金額のうち	第五号の十様式の損失明細書

<p>ちに変動所得の金額の計算上生じた損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額がある場合において、その金額についてその損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の道府県民税及び市町村民税の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除を受けようとする納税義務者</p>	
<p>(二) 法第三十二条第八項及び第三百十三条第八項の規定によつて前年前三年間における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた純損失の金額又は法第三十二条第九項及び第三百十三条第九項の規定によつて前年前三年内の各年に生じた変動所得の金額の計算上生じた損失の金額若しくは被災事業用資産の損失の金額若しくは前年前三年内の各年に生じた雑損失の金額について総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除を受けようとする納税義務者（法第四十五条の二第三項及び第三百七条の二第三項の規定によつて、法第三十二条第八項及び第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除又は法</p>	<p>第五号の十一様式の繰越控除明細書</p>

2 略

3 市町村長は、医療費控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百七条の二第一項及び第三項の申告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申告書を提出した者に対し、法第十一条の四第一項に規定する法定納期限

<p>第三十二条第九項及び第三百十三条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除に関する申告書を提出しようとする納税義務者を除く。）</p>	<p>(三) 法第三十七条の三及び第三百十四条の規定によつて外国の所得税等の額の控除を受けようとする納税義務者</p>
	<p>第五号の十三様式の外国の所得税等の額の控除に関する明細書</p>

2 市町村長は、法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百七条の二第一項及び第三項の申告書を提出する者に対して、所得税法第二百十条第三項、第四項、第六項及び第七項に規定する書類その他の書類又は電磁的記録印刷書面（所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第七項において同じ。）で所得税に関する法令の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付しなければならないこととなつているもの又は税務署長が提示させ、若しくは提出させることができることとなつているもの（所得税の確定申告書に添付し、又は税務署長に提示し、若しくは提出したものを除く。）のうち道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に必要と認めるものを当該申告書に添付させ、又は市町村長に提示し、若しくは提出させることができる。

3 市町村長は、医療費控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百七条の二第一項及び第三項の申告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申告書を提出した者に対し、法第十一条の四第一項に規定する法定納期限

の翌日から起算して五年を経過する日までの間、所得税法第二百二十条第四項第一号に掲げる書類に記載された医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類（税務署長に提示し、又は提出したものを除く。）を市町村長に提示し、又は提出させることができる。

4 法第三十四条第八項及び第三百十四條の二第八項の規定による判定をするときの現況において所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者である者（以下この項から第六項までにおいて「国外居住者」という。）に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五條の二第一項及び第三百十七條の二第一項の申告書を提出する者

は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七條の二第五項及び第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならぬ。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は同法 第九十四條第四項、第九十五條第四項若しくは第二百三條の六第三項の規定により提出し、若しくは提示した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

5 国外居住者に係る扶養控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五條の二第一項及び第三百十七條の二第一項の申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は同法第九十四條第四項、第九十五條第四項若しくは第二

の翌日から起算して五年を経過する日までの間、所得税法第二百二十条第四項第一号に掲げる書類に記載された医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類（税務署長に提示し、又は提出したものを除く。）を市町村長に提示し、又は提出させることができる。

4 法第三十四条第九項及び第三百十四條の二第九項の規定による判定をするときの現況においてこの省令の施行地に住所を有しない者（以下この項及び次項 において「国外居住者」という。）に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項を記載した法第四十五條の二第一項及び第三百十七條の二第一項の申告書を提出する者（以下この項において「申告者」という。）

は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七條の二第五項及び第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならぬ。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は所得税法第九十四條第四項、第九十五條第四項若しくは第二百三條の六第三項の規定により提出し、若しくは提示した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類

二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除に関する事項を記載する場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除に関する事項を記載する場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第十項に規定する書類

6 国外居住者である扶養親族のうち法第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況において年齢十六歳未満である者（以下「控除対象外国扶養親族」という。）に係る扶養親族に関する事項又は国外居住者である同一生計配偶者（控除対象配偶者

5 国外居住者である扶養親族のうち法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定をするときの現況において年齢十六歳未満である者（以下「控除対象外国扶養親族」という。）に係る扶養親族に関する事項又は国外居住者である同一生計配偶者（控除対象配偶者

を除く。以下この条及び次条において「控除対象外国同一生計配偶者」という。）に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者（以下この条において「申告者」という。）が法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項、法附則第三条の三第一項及び第四項又は同条第二項及び第五項の規定の適用を受ける者（法附則第三条の三第一項及び第四項並びに政令第四十七条の三第一号の同一生計配偶者及び扶養親族の数から当該控除対象外国扶養親族又は当該控除対象外国同一生計配偶者の数を除いた場合においても法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項又は法附則第三条の三第一項及び第四項の規定の適用を受けることとなる者を除く。以下「非課税限度額制度適用者」という。）である場合にあつては、当該申告者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書又は当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、次条第三項、第二条の三の第三十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書書類及び次条第四項の規定により提出した当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書書類については、この限りでない。

7| 略

を除く。以下この条及び次条において「控除対象外国同一生計配偶者」という。）に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者（以下この条において「申告者」という。）が法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項、法附則第三条の三第一項及び第四項又は同条第二項及び第五項の規定の適用を受ける者（法附則第三条の三第一項及び第四項並びに政令第四十七条の三第一号の同一生計配偶者及び扶養親族の数から当該控除対象外国扶養親族又は当該控除対象外国同一生計配偶者の数を除いた場合においても法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項又は法附則第三条の三第一項及び第四項の規定の適用を受けることとなる者を除く。以下「非課税限度額制度適用者」という。）である場合にあつては、当該申告者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書又は当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、次条第三項、第二条の三の第三十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書書類及び次条第四項の規定により提出した当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書書類については、この限りでない。

6| 前項の国外扶養親族証明書書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

- 一 控除対象外国扶養親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該控除対象外国扶養親族が申告者の親族である旨を証するもの

第六項の国外配偶者証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国

イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写し

ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該控除対象外国扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

二 その年において申告者から控除対象外国扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの

イ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該申告者から当該控除対象外国扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第六項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該控除対象外国扶養親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の同号に規定する役務提供者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該申告者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

第五項の国外配偶者証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国

語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)をいう。

一及び二略

語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)をいう。

一 控除対象外国同一生計配偶者に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該控除対象外国同一生計配偶者が申告者の親族である旨を証するもの

イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券(出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券をいう。)の写し

ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(当該控除対象外国同一生計配偶者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。)

二 その年において申告者から控除対象外国同一生計配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの

イ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該申告者から当該控除対象外国同一生計配偶者に支払をしたことを明らかにするもの

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第六項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該控除対象外国同一生計配偶者が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の同号に規定する役務提供者から有償で役務の提供

9|
略

(確定申告書の附記事項等)
第二条の三 略

2
略

を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金
又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該申告者から受領し、
又は受領することとなることを明らかにするもの

8|
法第四十五条の二第五項及び第三百七十七条の二第五項の申告書を提出
する者は、前条第四項の表の(三の二)の上欄に掲げる申告書に、法第
三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる
寄附金を受領した法第三十七条の二第十二項又は第三百十四条の第十
二項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨(当該寄附金
が当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法(平成
十年法律第七号)第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に
関連する寄附金である旨を含む。)、当該寄附金の額及びその受領した
年月日を証する書類又は電磁的記録印刷書面を添付しなければならない
。

(確定申告書の附記事項等)

第二条の三 法第四十五条の三第二項及び第三百七十七条の三第二項の総務
省令で定める事項は、次項第三号に掲げる事項の記載があつた場合にお
ける当該記載された者に係る配偶者控除又は扶養控除に関する事項とす
る。

2 法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の規定により確
定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。
一 当該年度の初日の属する年の一月一日現在の住所
二 給与所得以外(法第三百二十一条の三第四項に規定する場合にあつ

ては、給与所得及び公的年金等に係る所得以外）の所得に係る道府県民税及び市町村民税の徴収の方法

三 前年分の所得税につき控除対象配偶者又は扶養親族とした者を道府県民税及び市町村民税につき青色事業専従者とする場合においては、その者の氏名、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）及び青色専従者給与額

四 前年中に所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する場合においては、同法第六十四条第二項各号に掲げる国内源泉所得の金額

五 前年分の所得税につき控除対象配偶者、控除対象扶養親族、青色事業専従者又は事業専従者とした者のうち、別居している者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

六 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の五第一項第一号に掲げる配当等（同法第九条の三第一項第一号の配当等に該当するものを除く。）のうち前年分の所得税につき同法第八条の五第一項の規定の適用を受けるものを有する場合においては、当該適用を受ける配当等に係る配当所得の金額

七 法第四十五条の二第一項第六号及び第三百七十七条の二第一項第六号に掲げる寄附金税額控除額の控除に関する事項

八 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。以下この号において同じ。）の氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号（個人番号を有しな

い者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

九 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。以下この号において同じ。の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに申告者と別居している同一生計配偶者については、当該同一生計配偶者の住所並びに控除対象外国同一生計配偶者である場合には、その旨

3 控除対象外国扶養親族に係る前項第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第六項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

4 控除対象外国同一生計配偶者に係る前項第九号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類（前条第七項に規定する国外配偶者証明書類をいう。以下同

3 控除対象外国扶養親族に係る前項第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第七項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

4 控除対象外国同一生計配偶者に係る前項第九号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類（前条第八項に規定する国外配偶者証明書類をいう。以下同

じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、又は市町村長に提示した当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類については、この限りでない。

（給与所得者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項及び第二条の三の四において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項の給与支払者（次項及び次条において「給与支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 給与支払者が給与所得者から受理した給与所得者の扶養親族申告書

（法第四十五条の三の二第四項及び第三百七条の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）及び国外扶養親族証明書類は、法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日

じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、又は市町村長に提示した当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類については、この限りでない。

（給与所得者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項及び第二条の三の四において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族等申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項の給与支払者（次項及び次条において「給与支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 給与支払者が給与所得者から受理した給与所得者の扶養親族等申告書

（法第四十五条の三の二第四項及び第三百七条の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を含む。）及び国外扶養親族証明書類は、法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日

の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

- 3 法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

4 略

の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

- 3 法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族等申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

- 4 前三項の規定は、法第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定による申告書（次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族異動申告書」という。）の提出について準用する。この場合において、第一項中「第九十四条第一項」とあるのは「第九十四条第二項」と、「第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定」と、第二項中「第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定」と読み替えるものとする。

（給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項）

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百七十七条

三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 給与所得者の扶養親族申告書 を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

（給与所得者の扶養親族等申告書等の記載事項）

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百七十七条

三の二第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 給与所得者の扶養親族等申告書 を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 略

三 其他参考となるべき事項

2 略

3 給与所得者の扶養親族申告書又は 給与所得者の扶養親族異動申告書

(以下この条において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。)
の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載されるべき扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族申告書等を提出する者(以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。)
の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿(当該給与所得者の

二 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。第三項及び第四項において同じ。)の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額(個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額)並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている事実

四 法第二十三条第一項第十二号の二及び第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する児童の氏名及び前年の法第三十二条第一項及び第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の見積額

五 其他参考となるべき事項

2 法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 給与所得者の扶養親族異動申告書を提出する者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)
- 二 その他参考となるべき事項

3 給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書

(以下この条において「給与所得者の扶養親族等申告書等」という。)
の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載されるべき扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族等申告書等を提出する者(以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。)
の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿(当該給与所得者の

扶養親族申告書等」の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一 給与所得者の扶養親族申告書等

二 第二条の三の五第一項に規定する公的年金等受給者の扶養親族申告書

三 略

4 略

5 給与支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された給与所得者の扶養親族申告書等に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6 第三項の規定の適用を受けて給与所得者の扶養親族申告書等を提出

扶養親族等申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族等申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一 給与所得者の扶養親族等申告書等

二 公的年金等受給者の扶養親族等申告書

三 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する申告書（第二条の五において「退職所得申告書」という。）

4 給与支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する扶養親族又は提出する者の氏名、住所及び個人番号

二 前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称

三 その他参考となるべき事項

5 給与支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された給与所得者の扶養親族等申告書等に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6 第三項の規定の適用を受けて給与所得者の扶養親族等申告書等を提出

した者が当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該給与所得者の扶養親族申告書等を受理した給与支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。

7及び8 略

9 給与所得者の扶養親族申告書 及び給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者は、当該申告書に、当該給与支払者の個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）を付記するものとする。

10 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族申告書 又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出した者がこれらの申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百七十七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書

した者が当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該給与所得者の扶養親族等申告書等を受理した給与支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。

7 第四項の規定により同項の帳簿を作成した給与支払者は、前項の届出書を受理した場合には、当該帳簿の第四項各号に掲げる事項を、当該届出書に記載されている事項に訂正しておかなければならない。

8 給与支払者は、その受理をした第六項に規定する届出書を、当該受理をした日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。

9 給与所得者の扶養親族等申告書及び給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者は、当該申告書に、当該給与支払者の個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）を付記するものとする。

10 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出した者がこれらの申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百七十七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書

類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

11 前項の規定による国外扶養親族証明書類の提出については、同項の給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者を経由して提出することを妨げない。

(給与所得者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 給与所得者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項の所得税法第九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

- 一 給与所得者が給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を法第四十五条の三の二第四項及び第三百七条の三の二第四項の規定により電磁的方法により提供する場合 所得税法第九十四条第一項の申告書に記載すべき事項

二 略

2 略

類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

11 前項の規定による国外扶養親族証明書類の提出については、同項の給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者を経由して提出することを妨げない。

(給与所得者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 給与所得者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項の所得税法第九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

- 一 給与所得者が給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を法第四十五条の三の二第四項及び第三百七条の三の二第四項の規定により電磁的方法により提供する場合 所得税法第九十四条第一項の申告書に記載すべき事項

- 二 所得税法第九十四条第二項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない給与所得者の扶養親族異動申告書に記載すべき事項を法第四十五条の三の二第四項及び第三百七条の三の二第四項の規定により電磁的方法により提供する場合 所得税法第九十四条第二項の申告書に記載すべき事項

2 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七条の三の二第四項に規定

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法)

第二条の三の五 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(次項において「公的年金等受給者」という。)が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の規定による申告書(以下この条及び次条において「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。)を提出する場合には、所得税法第二百三条の六第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の公的年金等支払者(次項及び次条において「公的年金等支払者」という。)を経由して、提出しなければならない。

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者の扶養親族申告書(法第四十五条の三の三第四項及び第三百七条の三の三第四項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族申告書)に記載すべき事項を含む。)及び国外扶養親族証明書類(第二条の二第七項第二号に掲げる書類を除く。)は、法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後にお

する総務省令で定める方法は、所得税法施行規則第七十六条の二第一項各号に掲げる方法とする。

(公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出方法)

第二条の三の五 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(次項において「公的年金等受給者」という。)が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の規定による申告書(以下この条及び次条において「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」という。)を提出する場合には、所得税法第二百三条の六第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の公的年金等支払者(次項及び次条において「公的年金等支払者」という。)を経由して、提出しなければならない。

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者の扶養親族等申告書(法第四十五条の三の三第四項及び第三百七条の三の三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書)に記載すべき事項を含む。)及び国外扶養親族証明書類(第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。)は、法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後にお

ては、この限りでない。

3 法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項の規定により公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項)

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百七十七条の

三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者(次号において「申告者」という。)の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)

二 略

ては、この限りでない。

3 法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項の規定により公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

(公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項)

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百七十七条の

三の三第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する者(次号において「申告者」という。)の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)

二 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。次項において同じ。)の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額(個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額)並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 児童扶養手当法第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている事実

四 法第二十三条第一項第十二号の二及び第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する児童の氏名及び前年の法第三十二条第一項及び第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計

三 略

2 公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載されるべき扶養親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者（以下この項において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出する当該公的年金等受給者の扶養親族申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3 略

4 公的年金等支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5 第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第二項の規定の適用を受けて公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者が当該公的

額の見積額

五 其他参考となるべき事項

2 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき扶養親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する者（以下この項において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出する当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3 公的年金等支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第二条の三の三第四項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

4 公的年金等支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5 第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第二項の規定の適用を受けて公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者が当該公的

年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

6 公的年金等支払者が、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報（住民基本台帳法 第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における第二項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。

7 略

年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

6 公的年金等支払者が、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における第二項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第三項中「第二条の三の三四項各号に掲げる」とあるのは「第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と、第五項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第二条の三の三第七項中「第四項各号に掲げる」とあるのは、「第二条の三の六第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

8 公的年金等受給者の扶養親族申告書 を受理した公的年金等支払者は、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書 に、当該公的年金等支払者の法人番号を付記するものとする。

9 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族申告書 を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百七十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書 に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書 を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

10 前項の規定による国外扶養親族証明書類（第二条の二第七項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前項の公的年金等受給者の扶養親族申告書 を受理した公的年金等支払者を經由して提出することを妨げない。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書 の電磁的方法による提供方法）

8 公的年金等受給者の扶養親族等申告書 を受理した公的年金等支払者は、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書 に、当該公的年金等支払者の法人番号を付記するものとする。

9 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書 を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百七十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書 に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書 を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

10 前項の規定による国外扶養親族証明書類（第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前項の公的年金等受給者の扶養親族等申告書 を受理した公的年金等支払者を經由して提出することを妨げない。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法）

第二条の三の七 略

(政令第十条第九項の総務省令で定める特殊の関係)

第三条の十三の三 略

第二条の三の七 法第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三

第四項の規定による電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条の六第一項の規定による申告書に記載すべき事項の同法第九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

(政令第十条第九項の総務省令で定める特殊の関係)

第三条の十三の三 政令第十条第九項に規定する総務省令で定める特殊の

関係は、次に掲げる関係とする。

一 一方の者が他方の法人（法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等を含む。以下事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。）について同じ。）の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

二 二の法人が同一の者によりそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係その他の二の者が同一の者により直接又は間接

に支配される場合における当該二の者の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2 前項第一号の場合において、一方の者が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の者の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちを占める割合をいう。）と当該一方の者の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 前項の他方の法人の株主等である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が同項の一方の者により保有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちを占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合

(法第七十二条の二第一項第三号の事業)

第三条の十四 法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業に
進ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を
供給する事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一
項第二号に規定する小売電気事業（次項において「小売電気事業」とい
う。）、同条第一項第八号に規定する一般送配電事業（次項及び第六条
の二第一項において「一般送配電事業」という。）、同法第二条第一項
第十二号に規定する特定送配電事業（次項において「特定送配電事業」
という。）、同条第一項第十四号に規定する発電事業（次項において「
発電事業」という。）及び次項に規定する事業に該当する部分を除く。
）とする。

4 (出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式
等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を当該一方の者又は出資
関連法人（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式
等が当該一方の者又は他の出資関連法人により保有されているものに
限る。）により保有されている場合に限る。） 当該株主等である法
人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の
発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上あ
る場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した
割合の合計割合）
第二項の規定は、第一項第二号の直接又は間接に保有される関係の判
定について準用する。

2 法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。第六条の二第一項において同じ。）を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

（政令第二十條の二の三第一項第二号の掛金等）

第三條の十四の二 略

第三條の十五 政令第二十條の二の十八第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

（政令第二十條の二の三第一項第二号の掛金等）

第三條の十四

政令第二十條の二の三第一項第二号に規定する総務省令で定める掛金又は保険料は、次に掲げる掛金又は保険料とする。

- 一 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第五十四条の四の規定により支出した同条の掛金
- 二 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第六十四条の規定により支出した同条の掛金

（政令第二十條の二の十七の額）

第三條の十五 政令第二十條の二の十七第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一及び二 略

2 政令第二十條の二の十八第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第六十八條の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一及び二 略

一 資源開発事業法人（租税特別措置法第五十五條第二項第一号の法人をいう。以下同じ。）の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の同号の資源開発事業等（以下「資源開発事業等」という。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

二 資源開発投資法人（租税特別措置法第五十五條第二項第二号の法人をいう。以下同じ。）の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から出資又は長期の資金の貸付け（以下「投融資」という。）を受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

2 政令第二十條の二の十七第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第六十八條の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一 資源開発事業法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の資源開発事業等に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

二 資源開発投資法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該

(政令第二十一条の六の額)

第四条 政令第二十一条の六第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一 及び二 略

資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から投融資を受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

(政令第二十一条の五の額)

第四条 政令第二十一条の五第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等（以下本項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一 資源開発事業法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の同号の資源開発事業等に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

二 資源開発投資法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から出資又は長期の資金の貸付けを受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

2 政令第二十一条の六第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一 及び二 略

（社会保険診療に係る特別療養費の証明）

第四条の二 略

2 政令第二十一条の五第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下本項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一 資源開発事業法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の資源開発事業等に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

二 資源開発投資法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から投融資を受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

（社会保険診療に係る特別療養費の証明）

第四条の二 法第七十二条の二十三第三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特別療養費に係る部分は、当該部分が同

号に規定する療養に要する費用の額として同号に規定する法律の規定により定める金額に相当する部分であることにつき保険者の国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の六第四項の規定による通知により証明がされた法第七十二条の二十三第三項第一

(政令第二十二條第七号の総務省令で定めるもの等)

第四条の二の二 政令第二十二條第七号の総務省令で定めるものは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第三条第一項第二号に規定する非化石証書（非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準（平成二十八年経済産業省告示第百十二号）一三に規定する非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係るものに限る。）とする。

2 政令第二十二條第七号に規定する総務省令で定める場合は、電気供給業を行う法人が同号の電気の供給に応じて前項に規定する非化石証書を使用する場合とする。

(政令第二十二條の二の生命保険)

第四条の三 略

号に規定する特別療養費に係る部分とする。

(政令第二十二條の二の生命保険)

第四条の三 政令第二十二條の二に規定する総務省令で定める生命保険は、貯蓄を主目的とする生命保険のうち、当該生命保険に係る生命保険契約の保険期間が十年以下であり、かつ、当該生命保険契約に係る普通保険約款において、被保険者が保険期間満了の日に生存しているか又は当該期間中に同条に規定する理由により死亡した場合若しくは当該生命保険契約の契約日から一定期間経過後に同条に規定する理由以外の理由により死亡した場合に限り保険金を支払う定めのあるものその他これに類

(法第七十二条の二十五第八項の申告書に添付する書類)

第四条の五 法第七十二条の二十五第八項に規定する書類は、当該事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この条から第四条の七までにおいて同じ。)の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの)とする。

一 略

二 法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人(第四条の六の二及び第四条の七において同じ。)の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(法第七十二条の二十五第十項の申告書に添付する書類)

第四条の六 略

するものとする。

(法第七十二条の二十五第八項の申告書に添付する書類)

第四条の五 法第七十二条の二十五第八項に規定する書類は、当該事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この条から第四条の七までにおいて同じ。)の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの)とする。

一 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。次号において同じ。)

二 法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人
の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(法第七十二条の二十五第十項の申告書に添付する書類)

第四条の六 法第七十二条の二十五第十項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額に関する計算書並びに貸借対照表及び損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの)とし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。)

とする。

(法第七十二条の二十五第十一項の申告書に添付する書類)

第四条の六の二 法第七十二条の二十五第十一項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）とする。

一 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。

次号において同じ。）

二 外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(法第七十二条の二十五第十二項の申告書に添付する書類)

第四条の六の三 法第七十二条の二十五第十二項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算書並びに貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。）とする。

(法第七十二条の二十五第十七項及び第十八項の方法)

第四条の六の四 法第七十二条の二十五第十七項及び第十八項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

(法第七十二条の二十六第四項の申告書に添付する書類)

第四条の七 法第七十二条の二十六第四項に規定する書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）

イ 略

ロ 外国法人の国内において行う事業

又は国内にある資産に係る当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書

二 法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業を行う法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要し

(法第七十二条の二十五第十五項及び第十六項の方法)

第四条の六の二 法第七十二条の二十五第十五項及び第十六項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

(法第七十二条の二十六第四項の申告書に添付する書類)

第四条の七 法第七十二条の二十六第四項に規定する書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）

イ 当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。）

ロ 法第二十四条第三項に規定する外国法人の国内において行う事業 又は国内にある資産に係る当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書

二 収入割を申告納付すべき法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要し

ない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。

三 法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）

イ 当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。）

ロ 外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書

四 法第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額及び所得に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。）

（法第七十二条の四十八第三項第二号ロの事業等）

第六条の二

ない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。

（法第七十二条の四十八第三項第二号イの事業等）

第六条の二 法第七十二条の四十八第三項第二号イに規定する小売電気事

① 法第七十二条の四十八第三項第二号ロに規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物

により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業（一般送配電事業及び同項第十号に規定する送電事業に該当する部分を除く。）とする。

2| 法第七十二条の四十八第三項第二号ロ(1)に規定する総務省令で定める要件は、電圧六十六キロボルト以上の電線路であることとする。

業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（第四項において「小売電気事業」という。））、同条第一項第八号に規定する一般送配電事業（次項及び第四項において「一般送配電事業」という。））、同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業（第四項において「特定送配電事業」という。））、同条第一項第十四号に規定する発電事業（第四項において「発電事業」という。）及び第四項に規定する事業に該当する部分を除く。）とする。

2| 法第七十二条の四十八第三項第二号ロに規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。第四項において同じ。）により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業（一般送配電事業及び同項第十号に規定する送電事業に該当する部分を除く。）とする。

3| 法第七十二条の四十八第三項第二号ロ(1)に規定する総務省令で定める要件は、電圧六十六キロボルト以上の電線路であることとする。

4| 法第七十二条の四十八第三項第二号ハに規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業

(法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の従業者数)

第七条の二 法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)の従業者数は、経済センサス基礎調査規則(平成三十一年総務省令第四十六号)による改正前の経済センサス基礎調査規則(平成二十年総務省令第二百五号。以下「旧経済センサス基礎調査規則」という。)により調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとする。ことができる。

(福島県南相馬市等に係る従業者数の定義の特例)

第七条の二の二 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、当分の間、事業所統計の最近に公表された結果による当該市町村の従業者数は、前条の規定にかかわらず、旧経済センサス基礎調査規則により調査し

(小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除く。)を含む。)とする。

(法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の従業者数)

第七条の二 法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)の従業者数は、経済センサス基礎調査規則(平成二十年総務省令第二百五号)により調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとする。ことができる。

(福島県南相馬市等に係る従業者数の定義の特例)

第七条の二の二 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、当分の間、事業所統計の最近に公表された結果による当該市町村の従業者数は、前条の規定にかかわらず、経済センサス基礎調査規則により調査し

た平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数に、平成二十六年六月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た従業者数（その従業者数が旧経済センサス基礎調査規則により調査した同年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、旧経済センサス基礎調査規則により調査した同日現在における当該市町村の従業者数とする。）とする。

（法第七十二条の百四第四項の総務省令で定める額）

第七条の二の九 法第七十二条の百四第四項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成二十六年七月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額から、同表の表頭「六〇 その他の小売」のうち「六〇三三一 医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額と、平成二十六年商業統計表第二巻産業編（都道府県表）第六表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分

た平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数に、平成二十六年六月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た従業者数（その従業者数が同令により調査した同年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、同令により調査した同日現在における当該市町村の従業者数とする。）とする。

（法第七十二条の百四第四項の総務省令で定める額）

第七条の二の九 法第七十二条の百四第四項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成二十六年七月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額から、同表の表頭「六〇 その他の小売」のうち「六〇三三一 医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額と、平成二十六年商業統計表第二巻産業編（都道府県表）第六表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分

類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比)の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額、同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額及び同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額の合計額と、平成二十六年商業統計表業態別統計編(小売業)第五表(都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比)の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同

類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比)の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額、同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額及び同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額の合計額と、平成二十六年商業統計表業態別統計編(小売業)第五表(都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比)の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同

表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたって市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口又はこれに相当する人口として総務大臣が別に定める人口をいう。以下この号及

表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたって市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口又はこれに相当する人口として総務大臣が別に定める人口をいう。以下この号及

び次条第一号において同じ。)を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数(旧経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。)を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

(法第七十二条の百五十一項の従業者数)

第七十二条の二十五 法第七十二条の百五十一項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数は、旧経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとしてすることができる。

(課税免除事由に該当することを証するに足りる書類)

第八条の四 法第七十四条の六第一項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等は、当該製造たばこが外国航路又は外国航空路に就航する船舶又は航空機に積み込まれた

び次条第一号において同じ。)を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数(経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。)を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

(法第七十二条の百五十一項の従業者数)

第七十二条の二十五 法第七十二条の百五十一項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数は、経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとしてすることができる。

(課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の提出)

第八条の四

ことを当該積込み港の所轄税関長が証明した書類その他の当該製造たばこの売渡し又は消費その他の処分（以下この条及び第八条の十一第三号において「消費等」という。）が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存しなればならない。

2 法第七十四条の六第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等は、

当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第三号又は第四号

に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を、法第七十四条の十第一項又は第三項の申告書に添付して、当該道府県知事に提出しなければならない。

（法第四百四十九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第九条の二 略

法第七十四条の六第一項 の

規定の適用を受けようとする卸売販売業者等は、当該製造たばこが外国航路又は外国航空路に就航する船舶又は航空機に積み込まれたことを当該積込み港の所轄税関長が証明した書類その他の当該製造たばこの売渡し又は消費その他の処分（以下この条及び第八条の十一第三号において「消費等」という。）が同項第一号から第四号までに掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を、法第七十四条の十第一項又は第三項の申告書に添付して、当該道府県知事に提出しなければならない。

（法第四百四十九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第九条の二 法第四百四十九条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを

を内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスをを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び第九条の四において「自動車検査証」という。）において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされている

もの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

2 法第四百四十九条第一項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び第九条の四において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準とする。

3 法第四百四十九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条及び第九条の四において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び第九条の四において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

-
- 二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準
 - 4 法第四百四十九条第一項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。
 - 一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第三百三号）第五条の規定による認定（以下この条及び第九条の四において「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。
 - 二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
 - 5 法第四百四十九条第一項第三号に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。
 - 6 法第四百四十九条第一項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。
 - 7 法第四百四十九条第一項第三号に規定する動力源として用いる電気を外
-

8 法第百四十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。第十二項第二号において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和二年度燃

部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてプラグインハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

8 法第百四十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法第百四十九条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。第十二項第二号において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成三十二年

費基準達成レベル」という。)が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9及び10 略

11 法第百四十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出

度燃費基準達成レベル」という。)が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9 法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

10 法第百四十九条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

11 法第百四十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出

ガス車認定を受けたものであること。

- 二 令和二年度燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12
14
略

ガス車認定を受けたものであること。

- 二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

- 12 法第四百九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

- イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

- ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

- 二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること

13 法第百四十九条第一項第四号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14 法第百四十九条第一項第四号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

15 法第百四十九条第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

15 法第百四十九条第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法第百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。第十八項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法第百四十九条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。第十八項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16及び17 略

18 法第百四十九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16 法第百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

17 法第百四十九条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

18 法第百四十九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベル が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

19
26
略

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

19 法第四百九条第一項第六号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

20 法第四百九条第一項第六号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

21 法第四百九条第一項第六号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

22 法第四百九条第一項第六号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

23 法第四百九条第一項第六号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同号ニ(1)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

24 法第四百九条第一項第六号ニ(1)(i)に規定する平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガ

ス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

25 法第百四十九条第一項第六号ニ(1)ii)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。

26 法第百四十九条第一項第六号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車(当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。)とする。

27 法第百四十九条第二項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。)第一条第二号に掲げる方法とする。

28 略

29 法第百四十九条第二項において準用する同条第一項(第四号イからハまでに係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第八項、第

28 法第百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

29 法第百四十九条第二項において準用する同条第一項(第四号イからハまでに係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第八項、第

十一項及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

第八項第二号	<p>第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び</p>	<p>第三条に規定する十・十五モード燃費値（第十一項第二号及び第十二項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率（第十一項第二号及び第十二項第二号において「平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	<p>その旨</p> <p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号</p>
--------	---	--	---

十一項及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

第八項第二号	<p>第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び</p>	<p>第三条に規定する十・十五モード燃費値（第十一項第二号及び第十二項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率（第十一項第二号及び第十二項第二号において「平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	<p>その旨</p> <p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号</p>
--------	--	--	---

略	第十一項第二号	令和二年度燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び	及び第三号に掲げる方法（第十一項第二号及び第十二項第二号において「JC〇八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	その旨	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること並びに	及び第三号に掲げる方法（第十一項第二号及び第十二項第二号において「JC〇八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨		

第十二項第二号	第十一項第二号	平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び	及び第三号に掲げる方法（第十一項第二号及び第十二項第二号において「JC〇八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	その旨	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに	及び第三号に掲げる方法（第十一項第二号及び第十二項第二号において「JC〇八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七		

(法第百五十七条第一項第一号イの乗用車等)

第九条の四 法第百五十七条第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及

(法第百五十七条第一項第一号イの乗用車等)

第九条の四 法第百五十七条第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及

<p>年度燃費基準達成レベル」という。)が百二十以上であること及び</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
---------------------------------------	---

び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

2 法第五十七條第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

3 5 略

び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

2 法第五十七條第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

3 法第五十七條第一項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法第五十七條第一項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸

6 法第百五十七条第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 5 法第百五十七条第一項第一号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。
- イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 6 法第百五十七条第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

7 法第五十七条第一項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

7 法第五十七条第一項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸

二 令和二年度燃費基準達成レベル が百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていくこと。

8
8
略

化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

8 法第五十七条第一項第三号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9 法第五十七条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

10 法第五十七条第一項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（

平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

11 法第五十七条第一項第三号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

12 法第五十七条第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

12 法第五十七条第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

13 法第五十七條第二項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14
16 略

の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

13 法第五十七條第二項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14 法第五十七條第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該

当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

15 法第五十七條第二項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハの窒素酸化物

の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16 法第五十七條第二項第一号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること

17 法第五十七條第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

18 法第五十七條第二項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

17 法第五十七條第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

18 法第五十七條第二項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

19
↳
22
略

の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

19 法第百五十七条第二項第三号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

20 法第百五十七条第二項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当

該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

21 法第五十七條第二項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八條第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

22 法第五十七條第二項第三号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

23 法第五十七條第四項において準用する同條第一項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項から第三項まで及び第十二項から第十四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲

23 法第五十七條第四項において準用する同條第一項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項から第三項まで及び第十二項から第十四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲

げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項第二号 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び</p>	<p>自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>その旨</p>	<p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号及び第三号に掲げる方法（以下この条において「JCO八モード</p>

げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項第二号 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び</p>	<p>自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>その旨</p>	<p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号及び第三号に掲げる方法（以下この条において「JCO八モード</p>

略	第二項第二号	令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び	法及びW L T Cモード法」という。)により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	その旨	その旨並びにJ C O八モード法及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに

その旨	第三項第二号	平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び	法及びW L T Cモード法」という。)により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	その旨	その旨並びにJ C O八モード法及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されて	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに

略	第十二項第二号	平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成二十年度燃費基準達成レベルが百未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに
	第十三項第二号	令和二年度燃費基準達成レベルが百十未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて得た数値以上であること並びに

第十四項第二号	第十二項第二号	平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに
	第十三項第二号	平成三十二年燃費基準達成レベルが百十未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて得た数値以上であること並びに

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

第十条の二十一 略

(政令第四十九条の二第二号の固定資産に係る所有者情報を保有すると
 思料される者)

第十条の二の十二 政令第四十九条の二第二号の固定資産に係る所有者情
 報を保有すると思料される者であつて総務省令で定めるものは、次に掲
 げるものとする。ただし、第二号及び第七号に掲げる者については、同
 条第一号から第四号までに掲げる措置により判明した者に限る。

- 一 当該固定資産の使用者と思料される者
- 二 当該固定資産に関し所有権以外の権利を有する者
- 三 当該固定資産が所在する土地の登記事項証明書の交付の請求及び政
 令第四十九条の二第一号から第四号までに掲げる措置により判明した
 当該土地に関し所有権その他の権利を有する者(当該固定資産が土地

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

第十条の二十一 略

未満であること及び	一消費効率に百分の百三十 八を乗じて得た数値以上で あること並びに
その旨	その旨並びにJCO八モー ド法及びWLTCモード法 により当該自動車のエネル ギー消費効率が算定されて いない旨

である場合には、当該土地にある物件の登記事項証明書の交付の請求及び同条第一号から第四号までに掲げる措置により判明した当該物件に關し所有権その他の権利を有する者)

四 当該固定資産が農地である場合には、当該農地が記載されていると思料される農地台帳を備える農業委員会

五 当該固定資産が森林の土地である場合には、当該森林の土地が記載されていると思料される林地台帳を備える市町村の長

六 当該固定資産が所有者の探索について特別の事情を有するものとして総務大臣が定める土地又は家屋である場合には、総務大臣が定める者

七 政令第四十九条の二第三号の登記名義人等又は同条第四号の固定資産の所有者と思料される者が合併以外の事由により解散した法人である場合には、当該法人の清算人又は破産管財人

(政令第四十九条の二第三号の登記名義人等が記録されていると思料される書類等)

第十条の二十三 政令第四十九条の二第三号の登記名義人等が記録されていると思料される書類であつて総務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 当該登記名義人等が日本国籍を有する個人である場合には、次に掲げる書類

イ 住民基本台帳

ロ 戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票

- 二 当該登記名義人等が日本国籍を有しない個人である場合には、次に掲げる書類
 - イ 住民基本台帳
 - ロ 登録原票（政令第四十九条の二第三号に規定する登録原票をいう。次項第二号ロにおいて同じ。）
 - 三 当該登記名義人等が法人である場合には、次に掲げる書類
 - イ 法人の登記簿（当該法人が地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体である場合にあつては、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第二十一条第二項に規定する台帳）
 - ロ 当該法人の代表者（政令第四十九条の二第一号から第四号までの措置により判明した者に限る。次項第三号ロにおいて同じ。）が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票（当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合には、当該法人の清算人又は破産管財人（同条第一号から第四号までの措置により判明した者に限る。次項第三号ロにおいて同じ。）が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票）
- 2 | 政令第四十九条の二第四号の固定資産の所有者と思料される者が記録されていると思料される書類であつて総務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。
- 一 当該固定資産の所有者と思料される者が日本国籍を有する個人である場合には、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票

<p>二 当該固定資産の所有者と思料される者が日本国籍を有しない個人である場合には、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民基本台帳</p> <p>ロ 登録原票</p> <p>三 当該固定資産の所有者と思料される者が法人である場合には、次に掲げる書類</p> <p>イ 法人の登記簿</p> <p>ロ 当該法人の代表者が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票（当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合には、当該法人の清算人又は破産管財人が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票）</p> <p>（政令第四十九条の二第五号の固定資産の所有者を特定するための措置）</p> <p>第十條の二の十四 政令第四十九条の二第五号の固定資産の所有者と思料される個人又は官公署に対してとする所有者を特定するための措置であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるもののいずれかとする。</p> <p>一 当該個人（未成年者である場合にあつては、その法定代理人を含む。次号において同じ。）に対する書面の送付</p> <p>二 当該個人への訪問</p> <p>三 官公署に対する書面の送付その他の措置</p>	
--	--

(法第三百四十三条第十項の家屋の附帯設備)

第十條の二の十五 法第三百四十三条第十項に規定する総務省令で定める

ものは、木造家屋にあつては外壁、内壁、天井、造作、床又は建具とし、木造家屋以外の家屋にあつては外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上又は建具とする。

(政令第四十九條の四第一項の施設)

第十條の三 政令第四十九條の四第一項に規定する総務省令で定める

施設は、取水施設、貯水施設又は浄水施設(以下本条において「取水施設等」という。)の操作、監視その他の管理の用に供する施設で当該取水施設等と同一の構内に所在するものとする。

(政令第四十九條の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十條の七の三 政令第四十九條の十五第一項第六号に規定する総務省令

で定める者は、社会福祉法第六十八條の二及び第六十九條(それぞれ同法第七十四條の規定が適用される場合を含む。)の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者とする。

一 四略

(法第三百四十三条第九項の家屋の附帯設備)

第十條の二の十二 法第三百四十三条第九項に規定する総務省令で定める

ものは、木造家屋にあつては外壁、内壁、天井、造作、床又は建具とし、木造家屋以外の家屋にあつては外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上又は建具とする。

(政令第四十九條の二の二第一項の施設)

第十條の三 政令第四十九條の二の二第一項に規定する総務省令で定める

施設は、取水施設、貯水施設又は浄水施設(以下本条において「取水施設等」という。)の操作、監視その他の管理の用に供する施設で当該取水施設等と同一の構内に所在するものとする。

(政令第四十九條の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十條の七の三 政令第四十九條の十五第一項第六号に規定する総務省令

で定める者は、社会福祉法第六十九條(同法第七十四條の規定が適用される場合を含む。)の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者とする。

一 宗教法人

二 政令第四十九條の十五第二項第二号に規定する事業の実施について都道府県又は指定都市等(地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市をいう。以下この号及び第三項において同じ。)から委託を受けたものであることについて都道府県知事又は指定都市等の長が証明したもの

- 三 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する事業の実施について都道府県又は市町村から委託を受けた者
- 四 認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織される団体（法人格のない団体を含む。）で営利を目的としない団体であることについて都道府県知事が証明したもの
- 2 政令第四十九条の十五第二項第二号に規定する総務省令で定める者は、前項第二号に掲げる者とする。
- 3 政令第四十九条の十五第二項第二号に規定する介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、専らこれらの事業の用に供することについて都道府県知事又は指定都市等の長が証明した施設の用に供する固定資産とする。
- 4 政令第四十九条の十五第二項第三号に規定する総務省令で定める者は、公益社団法人又は公益財団法人とする。
- 5 政令第四十九条の十五第二項第四号に規定する総務省令で定める者は、第一項第一号に掲げる者とする。
- 6 政令第四十九条の十五第二項第四号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。
 - 一 社会福祉法人で、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の公的医療機関の開設者（都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社及び農業協同組合連合会を除く。）であり、かつ、社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業を行うものが事業の用に供する固定資

産

- 二 社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業を実施する者の前事業年度（当該年度に係る賦課期日の属する事業年度（法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この号において同じ。）の前事業年度をいう。次項第二号及び第五号において同じ。）を通じた取扱患者の総延数に対する生活保護法第十五条若しくは第十六条に規定する医療扶助若しくは出産扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により算定された額及び同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数の割合（以下この項において「無料又は低額診療患者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産
- 三 無料又は低額診療患者の割合が百分の五以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額診療患者の割合から百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合に相当する部分に限る。）
- 四 無料又は低額診療患者の割合が百分の二以上百分の五未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額診療患者の割合から百分の二を減じた割合に十五を乗じた割合に百分の三十を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人で、医療法第三十一条の公的医療機関の開設者（都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社及び農業協同組合連合会を除く。）であり、かつ、社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業を行うものが事業の用に供する固定資産

二 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業（無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に限る。）を実施する者の前事業年度を通じた入所者（介護保険法第四十八条第一項第二号に掲げる介護保健施設サービス（以下この号において「介護保健施設サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護保健施設サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九条各号に掲げる費用（介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第四号において「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

三 無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合が百分の五

以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合から百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

四 無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合が百分の二以上百分の五未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合から百分の二を減じた割合に十五を乗じた割合に百分の三十を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

五 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業（無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院を利用させる事業に限る。）を実施する者の前事業年度を通じた入所者（介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス（以下この号において「介護医療院サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護医療院サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。）が百分の十以上であ

る事業の用に供する固定資産

六 無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が百分の五以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

七 無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が百分の二以上百分の五未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から百分の二を減じた割合に十五を乗じた割合に百分の三十を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

8 政令第四十九条の十五第二項第七号に規定する小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

9 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する総務省令で定める者は、第一項第三号及び第四号に掲げる者（社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業にあつては、第一項第三号に掲げる者に限る。）とする。

10 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型発達支援、同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

11 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業の用に供する固定資産で総

務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

12 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

13 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する病児保育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

14 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、専ら児童福祉法第六条の三第十四項に規定する連絡及び調整等の用に供する固定資産とする。

15 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児相談支援事業、地域子育て支援拠点事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

(政令第五十一条の十七第一号の償却資産)

第十条の十四 政令第五十一条の十七第一号に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、支持物、管路、電話線、電話ケーブル、空中線施設、搬送受信装置、搬送結合装置、無線通信装置及び諸機械装置とする

(法第三百四十九条の三第一項ただし書の線路設備)

第十条の十四 法第三百四十九条の三第一項ただし書に規定する総務省令で定める線路設備は、橋りよう、高架橋及び土工（線路築堤及び土留めに限る。）とする。

(政令第五十二条の二第一項の要件)

第十条の十五 略

(政令第五十二条の二の二第三項の機械及び装置等)

第十一条 政令第五十二条の二の二第三項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

2 政令第五十二条の二の二第三項 に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

9

(法第三百四十九条の三第二項ただし書の線路設備)

第十条の十五 法第三百四十九条の三第二項ただし書に規定する総務省令で定める線路設備は、橋りよう、高架橋及び土工（線路築堤及び土留めに限る。）とする。

(政令第五十二条の二第一項の要件)

第十条の十六 政令第五十二条の二第一項に規定する総務省令で定める要件は、株式会社であつて、当該株式会社に出資した同項に規定するガス事業者がその発行済株式の総数の二分の一以上に相当する株式を所有していることとする。

(政令第五十二条の二の二第二項の機械及び装置等)

第十一条 政令第五十二条の二の二第二項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

2 政令第五十二条の二の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額

イ 当該機械及び装置の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料

、購入手数料、関税その他当該機械及び装置の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該機械及び装置の取得のために通常要する価額

ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額

3

政令第五十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第

百八十二号)第三条第一項第二号から第四号までに掲げる事業のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 協同組合連合会が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項第三号に掲げる事業(当該協同組合連合会の所属員が一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業に限る。)

二 協同組合連合会でその所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項第三号に規定する特定中小事業者(小売商業又はサービス業を行う者に限る。)であるものが実施する同項第二号に掲げる事業(同号イに掲げる事業のうち独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号)第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同

(法第三百四十九条の三第四項の船舶)

第十一条の二 法第三百四十九条の三第四項に規定する主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

一 四略

項に規定する共同化計画に基づき実施されるものの用に供するために施設を整備する事業に限る。)

三 中小企業等協同組合法第九条の二第一項第四号若しくは第九条の九第一項第六号又は商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百一十一号)第十三条第一項第四号若しくは第五号若しくは第十九条第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業

(法第三百四十九条の三第五項の船舶)

第十一条の二 法第三百四十九条の三第五項に規定する主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

一 次に掲げる船舶(以下この項において「総トン数五百トン以上の船舶等」という。)であつて、当該年度の初日の属する年の前年(以下この項において「前年」という。)中の外航就航日数の全就航日数に対する割合(以下この項において「外航就航率」という。)が二分の一を超えるもの

イ 総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下この項において同じ。)五百トン以上の船舶

ロ 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十二条第一項若しくは特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成六年農林水産省令第五十四号)第三条第一項の規定による許可に係る船舶(次項において「許可に係る船舶」という。)又は指定漁業の許可及び

-
- 取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第三十二条の規定による届出をして漁獲物を輸送する船舶（第四号及び次項において「運搬船」という。）であつて総トン数九十トン以上五百トン未満のもの
- ハ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第十九条の四第二項又は第二十条第一項の規定による届出をして旅客を輸送する船舶であつて総トン数百トン以上五百トン未満のもの
- 二 前年中の外航就航率が零を超え、二分の一以下である総トン数五百トン以上の船舶等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
- イ 前年前四年から前々年までのいずれかの年において外航就航率が二分の一を超えていること。
- ロ 前年中にとん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第二条第一項の外国貿易船として特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第一条第一項に規定する開港に入港した回数が三以上であること。
- 三 前年中の外航就航率が零である総トン数五百トン以上の船舶等であつて、前年前四年から前々年までのいずれかの年において外航就航率が二分の一を超え、かつ、外航就航実績のあつた年が、前年前四年以前に建造されたものについては前年前四年から前々年までに三年以上、前年前三年中及び前年前二年中に建造されたものについては二年以上あるもの
- 四 前年中に建造された総トン数五百トン以上の船舶等であつて、次に
-

2 法第三百四十九条の三第四項に規定する外航船舶に準ずるものとして
総務省令で定める船舶は、許可に係る船舶、運搬船並びに指定漁業の許
可及び取締り等に関する省令第三十三条の規定による届出をして使用す
る火船及び魚探船で、総トン数四十五トン以上九十トン未満のものとな
る。

(法第三百四十九条の三第五項の船舶)

第十一条の三 法第三百四十九条の三第五項に規定するその他の総務省令
で定める船舶は、次に掲げるものとする。

一 四略

掲げるもの

イ 総トン数五百トン以上の船舶であつて、総務大臣が当該船舶の構
造、資格等からみて主として遠洋区域を航行区域とすると認めるも
の

ロ 総トン数九十トン以上五百トン未満の船舶であつて、主として漁
業法第五十二条第一項の規定による許可又は特定大臣許可漁業等の
取締りに関する省令第三条第一項の規定による許可を受けて行う漁
業に従事すると認められるもの

ハ 総トン数九十トン以上五百トン未満の運搬船

ニ 総トン数百トン以上五百トン未満の船舶であつて、主として海上
運送法第十九条の四第二項又は第二十条第一項の規定による届出を
して旅客を輸送していると認められるもの

2 法第三百四十九条の三第五項に規定する外航船舶に準ずるものとして
総務省令で定める船舶は、許可に係る船舶、運搬船並びに指定漁業の許
可及び取締り等に関する省令第三十三条の規定による届出をして使用す
る火船及び魚探船で、総トン数四十五トン以上九十トン未満のものとな
る。

(法第三百四十九条の三第六項の船舶)

第十一条の三 法第三百四十九条の三第六項に規定するその他の総務省令
で定める船舶は、次に掲げるものとする。

一 専ら遊覧の用に供する船舶

二 快遊船

三 遊漁船

四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の規定によるモーターボート競走の用に供するモーターボート

（法第三百四十九条の三第七項の航空機）

第十一条の三の二 法第三百四十九条の三第七項に規定する国際路線に就航する航空機のうち総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が百分の八十以上である航空機とする。

2 法第三百四十九条の三第七項に規定する国際路線専用機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線にのみ就航した航空機とする。

3 法第三百四十九条の三第七項に規定する国際路線専用機に準ずるものとして総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が百分の九十五以上である航空機（前項に規定するものを除く。）とする。

（法第三百四十九条の三第八項の路線及び航空機）

第十一条の四 法第三百四十九条の三第八項に規定する総務省令で定める路線は、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域にその全部若しくは一部が含まれる離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年

（法第三百四十九条の三第八項の航空機）

第十一条の三の二 法第三百四十九条の三第八項に規定する国際路線に就航する航空機のうち総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が百分の八十以上である航空機とする。

2 法第三百四十九条の三第八項に規定する国際路線専用機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線にのみ就航した航空機とする。

3 法第三百四十九条の三第八項に規定する国際路線専用機に準ずるものとして総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が百分の九十五以上である航空機（前項に規定するものを除く。）とする。

（法第三百四十九条の三第九項の路線及び航空機）

第十一条の四 法第三百四十九条の三第九項に規定する総務省令で定める路線は、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域にその全部若しくは一部が含まれる離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年

法律第十四号) 第三条第三号に規定する離島に所在する空港をその起点、寄航地又は終点とする路線とする。

2 法第三百四十九条の三第八項に規定する総務省令で定める航空機は、その最大離陸重量が七十トン未満のものとする。

3 法第三百四十九条の三第八項に規定する特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機として総務省令で定めるものは、その最大離陸重量が三十トン未満の航空機とする。

(法第三百四十九条の三第二十六項のコンテナ)

第十一条の十四 法第三百四十九条の三第二十六項に規定する総務省令で定めるコンテナは、次の要件に該当するコンテナ(当該要件に該当することについて地方運輸局(運輸監理部を含む。))又はその運輸支局若しくは海事事務所の長が証明したものに限る。)とする。

一 及び二 略

(政令第五十二条の十三の三第三項の床面積の算定等)

第十五条の四の二 略

法律第十四号) 第三条第三号に規定する離島に所在する空港をその起点、寄航地又は終点とする路線とする。

2 法第三百四十九条の三第九項に規定する総務省令で定める航空機は、その最大離陸重量が七十トン未満のものとする。

3 法第三百四十九条の三第九項に規定する特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機として総務省令で定めるものは、その最大離陸重量が三十トン未満の航空機とする。

(法第三百四十九条の三第二十七項のコンテナ)

第十一条の十四 法第三百四十九条の三第二十七項に規定する総務省令で定めるコンテナは、次の要件に該当するコンテナ(当該要件に該当することについて地方運輸局(運輸監理部を含む。))又はその運輸支局若しくは海事事務所の長が証明したものに限る。)とする。

一 その長さが六メートル以上のものであり、かつ、その幅及び高さがいずれも二・四メートル以上のものであること又はその最大積載重量が十八トン以上のものであること。

二 当該年度の初日の属する年の前年中における外国貿易のために使用された日数の全使用日数に対する割合が八十パーセントを超えるものであること。

(政令第五十二条の十三の三第三項の床面積の算定等)

第十五条の四の二 政令第五十二条の十三の三第三項の規定の適用について、同項中被災家屋(同条第一項第一号に規定する被災家屋をいう。次

2 政令第五十二条の十三の三第五項に規定する総務省令で定める書類は

、次に掲げる書類とする。

一 三略

項第一号及び第二号において同じ。)で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

2 政令第五十二条の十三の三第四項に規定する総務省令で定める書類は

、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋に代わるものとして法第三百五十二條の三の規定の適用を受けようとする家屋（以下この号及び次号において「代替家屋」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋及び当該代替家屋の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が震災等により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋が被災年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋が存したことを証する書類及び代替家屋の詳細を明らかにする書類

三 政令第五十二条の十三の三第一項第二号から第四号までに掲げる者

(法第四百四十六條第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第十五条の九 略

2
3
4 略

(以下この号において「相続人等」という。)が、法第三百五十二条の三の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

(法第四百四十六條第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第十五条の九 法第四百四十六條第一項第二号に規定する専ら可燃性天然

ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスをを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び第十五条の十一において「自動車検査証」という。)において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの(可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。)とする。

2 法第四百四十六條第一項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(以下この条及び第十五条の十一において「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の基準とする。

3 法第四百四十六條第一項第二号ロに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路

運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条及び第十五条の十一において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条及び第十五条の十一において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

4 法第四百四十六条第一項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び第十五条の十一において「低排出ガス車認定」という。）を受けた軽自動車とする。

5 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

5 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。）に適合する軽自動車

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第八項第二号において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6
8 略

窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。）に適合する軽自動車窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第八項第二号において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

7 法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基

準とする。

8 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第三項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9 法第四百四十六条第二項に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項において「

9 法第四百四十六条第二項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項において「

エネルギー消費効率算定告示」という。) 第一条第二号に掲げる方法とする。

10 略

11 法第四百四十六条第二項において準用する同条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第五項及び第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項第二号	第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。)が百十以上であること及び	第三条に規定する十・十五モード燃費値(第八項第二号において「十・十五モード燃費値」という。)	。)	が同条第一号に規定する平成二二年度基準エネルギー消費効率(第八項第二号において「平成二二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに
--------	---	--	----	---

エネルギー消費効率算定告示」という。) 第一条第二号に掲げる方法とする。

10 法第四百四十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

11 法第四百四十六条第二項において準用する同条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第五項及び第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項第二号	第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。)が百十以上であること及び	第三条に規定する十・十五モード燃費値(第八項第二号において「十・十五モード燃費値」という。)	。)	が同条第一号に規定する平成二二年度基準エネルギー消費効率(第八項第二号において「平成二二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに
--------	--	--	----	---

略	その旨
	<p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号及び第三号に掲げる方法（第八項第二号において「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

第八項第二号	その旨
<p>燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第三項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び</p>	<p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号及び第三号に掲げる方法（第八項第二号において「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
その旨	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法及びWLTCモード法</p>

下法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

(法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等)

第十五条の十一 法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務

省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

(法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等)

第十五条の十一 法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務

省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていなければならないこと。

2 略

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていなければならないこと。

2 法第四百五十一条第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

3 法第四百五十一条第二項に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

3 法第四百五十一条第二項に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ又はニに掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

<p>二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。</p> <p>4 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用がある場合における前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。</p> <p>4 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用がある場合における前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び</p> <p>自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（次項第二号及び第三項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー</p>
---	---	---

<p>ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。</p> <p>二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。</p> <p>4 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用がある場合における前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。</p> <p>4 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用がある場合における前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び</p> <p>自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（次項第二号及び第三項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー</p>
---	--	--

略		
	その旨	ギヤ消費効率（次項第二号及び第三項第二号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
	その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号及び第三号に掲げる方法（次項第二号及び第三項第二号において「JC○八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	

第二項第二号		
平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及	その旨	ギヤ消費効率（次項第二号及び第三項第二号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
平成一十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の	その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号及び第三号に掲げる方法（次項第二号及び第三項第二号において「JC○八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	

第三項第二号	
<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満)であること及び</p> <p>その旨</p>	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満)であること及び</p> <p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

第三項第二号	
<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満)であること及び</p> <p>その旨</p>	<p>その旨</p> <p>四百十四を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

(課税免除事由に該当することを証するに足りる書類)

第十六条の二の三 第八条の四第一項の規定は、法第四百六十九條第一項

(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等が保存すべき書類について準用する。

2| 第八条の四第二項の規定は、法第四百六十九條第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等が提出すべき書類の提出について準用する。この場合において、第八条の四第二項中「第七十四條の十第一項又は第三項」とあるのは「第四百七十三條第一項又は第二項」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(政令第五十四條の二十の施設)

第十六条の十二 略

2| 政令第五十四條の二十第二号に規定する総務省令で定める施設は、卸売業者が生鮮食料品等を保管する施設のうち卸売市場法施行規則(昭和四十六年農林省令第五十二号)第七條第五項の規定により事業報告書において開設者に報告された施設とする。

3| 略

(課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の提出)

第十六条の二の三

第八条の四 の規定は、法第四百六十九條第一項

等が提出すべき書類の提出について準用する。この場合において、第八条の四 中「第七十四條の十第一項又は第三項」とあるのは「第四百七十三條第一項又は第二項」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(政令第五十四條の二十の施設)

第十六条の十二 政令第五十四條の二十第一号に規定する総務省令で定め

る施設は、倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センターとする。

2| 政令第五十四條の二十第三号に規定する総務省令で定める施設は、生鮮食料品等の小売業の近代化のために、国の補助を受けて設置される共同仕入配送施設又は株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五

十七号) 附則第十五条第一項の規定による解散前の国民生活金融公庫から資金の貸付けを受けて設置される共同工場、共同店舗若しくは共同施設(従業員の宿舍及び給食施設を除く。)とする。

(政令第五十六条の二十九の施設)

第二十四条の五 政令第五十六条の二十九第一号に規定する総務省令で定める施設は、倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センターとする。

2 政令第五十六条の二十九第二号に規定する総務省令で定める施設は、卸売業者が生鮮食品等を保管する施設のうち卸売市場法施行規則第七条第五項の規定により事業報告書において開設者に報告された施設とする。

(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等)

第二十四条の三十九 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令(同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定により書面等(法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一 略

第二十四条の五 政令第五十六条の二十九第一号に規定する総務省令で定める施設は、倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センターとする。

(政令第五十六条の二十九第一号の施設)

第二十四条の三十九 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令(同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定により書面等(法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うこととしているものとする。

一 法第五十条の五及び第三百二十八条の五第二項の納入申告書の提出
二 法第五十条の九及び第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票の提出

四の二 法第七十一条の十第二項の納入申告書の提出

四の三 法第七十一条の三十一第二項の納入申告書の提出

四の四 法第七十一条の五十一第二項の納入申告書の提出

五及び六 略

七 法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を法

第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書の提出

七の二 略

三 法第五十三条第一項、第二項、第四項及び第十九項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第二十二項の申告書の提出

四 法第五十三条第四十項及び第四十一項の規定による届出書の提出

五 法第七十二条の二十五第二項（同条第六項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（法第七十二条の二十五第七項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請書の提出

六 法第七十二条の二十五第三項及び第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）並びに政令第二十四条の四第一項（政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認等の申請書の提出

七 法第七十二条の二十五第八項から第十項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書の提出

七の二 法第六十条第一項の規定による申告書の提出

-
- 七の三 法第六十条第二項の規定による報告書の提出
- 七の四 法第七十七条の十三第一項の規定による申告書又は報告書の提出
- 八 法第三百七十七条の六第一項及び第三項に規定する給与支払報告書の提出
- 九 法第三百七十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書の提出
- 十 法第三百二十一条の四第五項に規定する申出
- 十一 法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項及び第十九項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第二十二項の申告書の提出
- 十二 法第三百八十三条（法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により市町村長（同項において法第三百八十三条を準用する場合には、道府県知事）に提出すべき償却資産に係る申告書の提出
- 十三 法第七百一条の四十六第一項及び第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申告書の提出
- 十四 法第七百一条の五十二第二項の規定による申告書の提出
- 十五 前各号に掲げるものに類するもの及び法人の設立又は廃止の届出書その他の地方税法に基づく条例又は規則により地方団体の長に対して行われる通知（他の行政機関の長（法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。次条第三項において同じ。）から行われるものを除く。）のうち、総務大臣が定めるもの
- 十六 地方税関係法令の規定に基づき前各号に掲げるものに添付すべき
-

2 法第七百四十七条の三第一項に規定する総務省令で定めるものは、前項各号に掲げるものうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもの以外のものをいう。

3 略

こととされている書面等の提出及び当該規定に基づき当該各号に掲げるものと併せて送信することとされている事項の送信

2 法第七百四十七条の三第一項に規定する総務省令で定めるものは、前項各号に掲げるものうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもの以外のものをいう。

3 地方団体の長は、特定書面等地方税関係申告等（法第七百四十七条の二第一項に規定する特定書面等地方税関係申告等をいう。以下同じ。）又は特定地方税関係申告等（法第七百四十七条の三第一項に規定する特定地方税関係申告等をいう。以下同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用し、かつ、機構を経由して行わせる場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従って行わせるものとする。

4 法第七百四十七条の二第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して特定書面等地方税関係申告等を行う者は、特定書面等地方税関係申告等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、特定書面等地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、特定書面等地方税関係申告等を行わなければならない。

5 法第七百四十七条の三第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して特定地方税関係申告等を行う者は、特定地方税関係申告等を行うときに通知すべきこととされている事項を、特定地方税関

係申告等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、特定地方税関係申告等を行わなければならない。

6 第四項の規定により特定書面等地方税関係申告等を行う者又は前項の規定により特定地方税関係申告等を行う者は、当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等の情報に電子署名（当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて地方団体の長に当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、総務大臣の指定する方法により当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

7 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関

(特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知)

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているものとする。

- 一 法第二十条の十一の規定による資料の提供
- 二 法第四十六条第五項、第六十三条第一項、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十九第一項、第三百二十五条、第三百五十四条の二、第六百五条及び第七百一条の五十五第一項の規定による関係書類の
閲覧又は記録
- 三 法第五十三条第四十二項及び第四十三項の規定による通知
- 四 法第五十八条第六項の規定による通知
- 五 法第六十三条第三項及び第四項の規定による通知
- 六 法第七十二条の四十八の二第八項及び第十二項の規定による通知
- 七 法第二百九十四条第三項の規定による通知

する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

- ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- ニ その他総務大臣が定めるもの

(特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知)

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているものとする。

- 一 法第二十条の十一の規定による資料の提供
- 二 法第四十六条第五項、第六十三条第一項、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十九第一項、第三百二十五条、第三百五十四条の二、第六百五条及び第七百一条の五十五第一項の規定による関係書類の
閲覧又は記録
- 三 法第五十三条第四十二項及び第四十三項の規定による通知
- 四 法第五十八条第六項の規定による通知
- 五 法第六十三条第三項及び第四項の規定による通知
- 六 法第七十二条の四十八の二第八項及び第十二項の規定による通知
- 七 法第二百九十四条第三項の規定による通知

- 八 法第三百十七條の規定による通知
- 九 法第三百二十一條の第十四第六項の規定による通知
- 十 法附則第七條第五項及び第十二項に規定する申告特例通知書の送付
- 十一 政令第二十四條の三第六項の規定による通知
- 2 法第七百四十七條の五第一項に規定する総務省令で定めるものは、前項各号に掲げるものうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもの以外のものをいう。

3 略

- 八 法第三百十七條の規定による通知
- 九 法第三百二十一條の第十四第六項の規定による通知
- 十 法附則第七條第五項及び第十二項に規定する申告特例通知書の送付
- 十一 政令第二十四條の三第六項の規定による通知
- 2 法第七百四十七條の五第一項に規定する総務省令で定めるものは、前項各号に掲げるものうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしている もの以外のものをいう。

- 3 行政機関の長は、特定書面等地方税関係通知（法第七百四十七條の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。以下同じ。）又は特定地方税関係通知（法第七百四十七條の五第一項に規定する特定地方税関係通知をいう。以下同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合には、次に定める基準に従って行うものとする。

一 次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めるところにより行うこと。

イ 機構の使用に係る電子計算機に、行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された特定書面等地方税関係通知又は特定地方税関係通知を行うときに通知すべきこととされている事項（ロ及びハにおいて「通知事項」という。）を送信すること。

ロ 機構の使用に係る電子計算機において、通知事項に係る通信の交換が行われ、他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

附則

(法附則第九条第二十一項の取引)

第二条の八 法附則第九条第二十一項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(法附則第九条第二十二項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等)

第二条の九 法附則第九条第二十二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の

ハ 当該他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録されること。

二 前号の事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備は、総務大臣が定める技術基準に適合するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項について、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

附則

(法附則第九条第二十二項の取引)

第二条の八 法附則第九条第二十二項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(法附則第九条第二十三項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等)

第二条の九 法附則第九条第二十三項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の

額とする。

2 法附則第九条第二十二項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とする。

3 法附則第九条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第三条の二の二 略

2 前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出は、法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八九の二第一項の事業者（法第七十二条の八十の二第三項に規定する受託事業者を除く。）が資本金の額又は出資の金額が一億円を超える法人に該当することとなつた日から一月以内（当該法人が新たに設立されたも

額とする。

2 法附則第九条第二十三項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とする。

3 法附則第九条第二十三項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第三条の二の二 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項（第三項から第五項までにおいて「申告書記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条の規定の例による。

2 前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出は、法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八九の二第一項の事業者（法第七十二条の八十の二第三項に規定する受託事業者を除く。）が資本金の額又は出資の金額が一億円を超える法人に該当することとなつた日から一月以内（当該法人が新たに設立されたも

のであつて、次に掲げる法人である場合には、その設立の日から二月以内)に行わなければならない。

一 その設立の時ににおける資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第六十三條の三第一項で定める金額が一億円を超える法人(法人税法第二條第四号に規定する外国法人を除く。)

二 略

3
5
略

のであつて、次に掲げる法人である場合には、その設立の日から二月以内)に行わなければならない。

一 その設立の時ににおける資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第六十三條の二第一項で定める金額が一億円を超える法人(法人税法第二條第四号に規定する外国法人を除く。)

二 保険業法第二條第五項に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二條第十二項に規定する投資法人(第一号に掲げる法人を除く。)

四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二條第三項に規定する特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。)

五 国又は地方公共団体

3 法附則第九條の五後段の規定により読み替えられた法第七十二條の八十九の二第一項に規定する総務省令で定める方法は、同項に規定する電子情報処理組織を使用して、申告書記載事項を入力して送信する方法とする。

4 法附則第九條の五後段の規定により読み替えられた法第七十二條の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項の提供については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五條第一項の規定の例により、行わなければならない。

5 法附則第九條の五後段の規定により読み替えられた法第七十二條の八

(福島県南相馬市等に係る従業者数の定義の特例)

第三条の二の五 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する法第七十二条の百十五第一項の規定の適用については、当分の間、事業所統計の最近に公表された結果による当該市町村の従業者数は、第七条の二の十五の規定にかかわらず、旧経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数に、平成二十六年六月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た従業者数(その従業者数が旧経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、旧経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数とする。)とする。

十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項を提供する場合には、同項の事業者は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

(福島県南相馬市等に係る従業者数の定義の特例)

第三条の二の五 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する法第七十二条の百十五第一項の規定の適用については、当分の間、事業所統計の最近に公表された結果による当該市町村の従業者数は、第七条の二の十五の規定にかかわらず、経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数に、平成二十六年六月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た従業者数(その従業者数が経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数とする。)とする。

(法附則第十一条第八項の政府の補助等)

第三条の二の十二 法附則第十一条第八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

(政令附則第七條第十一項の施設)

第三條の二の十二 政令附則第七條第十一項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令附則第七條第十四項第二号の建築物)

第三條の二の十三 政令附則第七條第十四項第二号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一 略

2 政令附則第七條第十一項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

3 政令附則第七條第十一項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十四條に規定する校地とする。

(政令附則第七條第十二項の施設)

第三條の二の十三 政令附則第七條第十二項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令附則第七條第十五項第二号の建築物)

第三條の二の十四 政令附則第七條第十五項第二号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一 外壁及び軒裏が、建築基準法第二條第八号に規定する防火構造であること。

二 屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六條の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

三 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分以上耐える性能を有するものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

(政令附則第七条第十四項第三号の政府の補助)

第三条の二十四 政令附則第七条第十四項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

(法附則第十一条第十二項の適格特例投資家限定事業者等)

第三条の二十五 法附則第十一条第十二項に規定する適格特例投資家限定事業者のうち総務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者として国土交通大臣の証明を受けたものをいう。

一 略

二 法附則第十一条第十二項に規定する不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者に委託する者であること。

2 法附則第十一条第十二項第二号イに規定する総務省令で定める行為は、更地である土地の上に家屋を新築する行為とする。

(政令附則第七条第十八項の証明がされた家屋)

第三条の二十六 政令附則第七条第十八項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が同項各号に掲げる要件の

(政令附則第七条第十五項第三号の政府の補助)

第三条の二十五 政令附則第七条第十五項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

(法附則第十一条第十三項の適格特例投資家限定事業者等)

第三条の二十六 法附則第十一条第十三項に規定する適格特例投資家限定事業者のうち総務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者として国土交通大臣の証明を受けたものをいう。

一 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第十一项に規定する適格特例投資家限定事業者であること。

二 法附則第十一条第十三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者に委託する者であること。

2 法附則第十一条第十三項第二号イに規定する総務省令で定める行為は、更地である土地の上に家屋を新築する行為とする。

(政令附則第七条第十九項の証明がされた家屋)

第三条の二十七 政令附則第七条第十九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が同項各号に掲げる要件の

いずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(政令附則第七条第二十項の証明がされた家屋)

第三条の二の十七 政令附則第七条第二十項に規定する建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類を当該家屋の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより証明がされた家屋とする。

2 政令附則第七条第二十項に規定する家屋の用途が同項に規定する用途であるものとして総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(法附則第十一条第十三項の薬局等)

第三条の二の十八 法附則第十一条第十三項に規定する総務省令で定める薬局は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一条第二項第五号に規定する健康サポート薬局とする。

2 政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店及び喫茶店並びに駐車施設とする。

いずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(政令附則第七条第二十一項の証明がされた家屋)

第三条の二の十八 政令附則第七条第二十一項に規定する建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類を当該家屋の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより証明がされた家屋とする。

2 政令附則第七条第二十一項に規定する家屋の用途が同項に規定する用途であるものとして総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(法附則第十一条第十四項の薬局等)

第三条の二の十九 法附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定める薬局は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一条第二項第五号に規定する健康サポート薬局とする。

2 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店及び喫茶店並びに駐車施設とする。

(政令附則第七条第二十二項の居住者等利用施設)

第三条の二の十九 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた低未利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当する旨を証する書類を当該低未利用土地の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2 政令附則第七条第二十二項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とする。

(法附則第十一条第十六項の特定公益的施設等)

第三条の二の二十 法附則第十一条第十六項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第八条第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

(政令附則第九条の四の住宅性能向上改修住宅)

第三条の二の二十一 略

(政令附則第七条第二十三項の居住者等利用施設)

第三条の二の二十 政令附則第七条第二十三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた低未利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当する旨を証する書類を当該低未利用土地の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2 政令附則第七条第二十三項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とする。

(法附則第十一条第十七項の特定公益的施設等)

第三条の二の二十一 法附則第十一条第十七項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第八条第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

(政令附則第九条の四の住宅性能向上改修住宅)

第三条の二の二十二 政令附則第九条の四に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅性能向上改修住宅は、当該住宅性能向上改

(政令附則第十条の書類等)

第四条 略

2 16 略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七 略

2 8 略

修住宅が同条各号に掲げる要件のいずれかに該当する旨を証する書類を法附則第十一条の四第六項に規定する改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出することにより証明がされた住宅性能向上改修住宅とする。

(政令附則第十条の書類等)

第四条 略

2 16 略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七 政令附則第十条の二の二第二項に規定する総務省令で定める

ものは、音波機械、整備教育用エンジン、火砲及び誘導武器の発射装置並びに通信の用に供する機械及びレーダーの整備用機械等とする。

2 政令附則第十条の二の二第五項に規定する委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるものは、農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるものをいう。)の全ての委託を受けて農作業を行う者とする。

3 政令附則第十条の二の二第五項に規定する素材生産業を営む者で総務省令で定めるものは、前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者とする。

4 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定するとび・土工事業で総務省令で定めるものは、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリ

ート工事を行うものが営むとび・土工事業とする。

5 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する航空運送サービス業で総務省令で定めるものは、飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業とする。

6 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する公共の飛行場で総務省令で定めるものは、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、奄美空港、那覇空港、宮古空港及び石垣空港とする。

7 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する木材加工業で総務省令で定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、木材注葉業及び木材防腐処理業とする。

8 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する木材市場業で総務省令で定めるものは、政令第五十六条の五十七第一項に規定する市場を開設し、又は経営する事業とする。

9 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する堆肥製造業で総務省令で定めるものは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律

第二百二十七号）第二十二條第一項の規定により届出がされた同項第三号

9 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する堆肥製造業で総務省令で定めるものは、肥料取締法（昭和二十五年法律

第二百二十七号）第二十二條第一項の規定により届出がされた同項第三号

の事業場内で行われるパーク堆肥製造業とする。

10
～
13
略

の事業場内で行われるパーク堆肥製造業とする。

10 第八条の三十八の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第百四十四条の二十一の規定による免税の手續について準用する。この場合において、第八条の三十八第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号（行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けようとするそれぞれの者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」とあるのは「及び氏名又は名称」と、同項第三号中「又は設備」とあるのは「、車両又は設備」と、同項第四号中「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」とあるのは「及び氏名又は名称」と読み替えるものとする。

11 第八条の三十九の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第百四十四条の二十七の規定による免税軽油の引取り等に係る報告義務について準用する。

12 法附則第十二条の二の七第五項又は第六項の規定の適用がある場合における前項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

	<p>第一項</p> <p>八 当該報告対象期間内 に行つた当該免税軽油 使用者証に係る報告対 象免税軽油の使用に関 する事実及びその数量 (その事実がない場合 には、その旨)</p>	<p>第二項</p>
<p>八 当該報告対象期間内 に行つた当該免税軽油 使用者証に係る報告対 象免税軽油の使用に関 する事実及びその数量 (その事実がない場合 には、その旨)</p> <p>八の二 当該報告対象期 間内に行つた法附則第 十二条の二の七第五項 又は第六項に規定する 譲渡に関する事実及び その数量</p>	<p>第十六号の三十様式</p> <p>一 報告対象免税軽油の 引取りを行つた日及び その数量並びに当該報 告対象免税軽油の引渡 しを行つた販売業者の 氏名又は名称を証する に足りる書類</p>	<p>第十六号の三十の二様式</p> <p>一 報告対象免税軽油の 引取りを行つた日及び その数量並びに当該報 告対象免税軽油の引渡 しを行つた販売業者の 氏名又は名称を証する に足りる書類</p> <p>一の二 法附則第十二条 の二の七第六項に規定</p>

（法附則第十二条の三第二項第二号の基準等）
第五条の二 略

第二項第二号	前号	前二号
		する譲渡を行った数量及び譲渡先の名称を証するに足りる書類

13 法附則第十二条の二の七第四項の場合における第八条の三十一、第八条の三十七及び第八条の五十三の規定の適用については、第八条の三十一第一項中「法第四百四十四条の二十一第一項」とあるのは「法第四百四十四条の二十一第一項（法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」と、第八条の三十七第一項中「法第四百四十四条の六」とあるのは「法第四百四十四条の六又は法附則第十二条の二の七第一項」と、「法第四百四十四条の二十一第一項」とあるのは「法第四百四十四条の二十一第一項（法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」と、第八条の五十三第二項中「又は第四百四十四条の六」とあるのは「若しくは第四百四十四条の六又は法附則第十二条の二の七第一項」とする。

（法附則第十二条の三第二項第二号の基準等）

2 第五条の二 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第十一号の基準とする。

2 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない。

3 法附則第十二条の三第二項第四号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

い天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

- 一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

3 法附則第十二条の三第二項第四号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

- イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第九条の二第八項第二号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（以下この条において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法附則第十二条の三第三項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 第九条の二第八項第二号に規定する平成三十二年燃費基準達成レベル（以下この条において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法附則第十二条の三第三項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 政令附則第十一条第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた倉庫は、同号に掲げる要件に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長(運輸監理部の長を含む。)の証明がされた倉庫とする。

-
- 2 政令附則第十一条第二項第一号イに規定する総務省令で定める冷蔵品は、倉庫業法施行規則別表に掲げる第八類物品とし、同号に規定する総務省令で定める倉庫は、倉庫業法施行規則第三条の四第一項に規定する一類倉庫とする。
- 3 政令附則第十一条第二項第一号ハに規定する総務省令で定める骨格材は、その肉厚が三ミリメートル以上の骨格材とする。
- 4 政令附則第十一条第二項第一号ホ(5)に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- 一 次に掲げるシステムが導入されているものであること。
 - イ データ交換システム（荷主その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
 - ロ 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。）
- 二 貨物の搬出場所の前面に奥行き十五メートル以上の空地が設けられているものであること。
- 5 政令附則第十一条第二項第一号ヘ(4)及び同号ト(3)に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- 一 倉庫の一の階のいずれかの外壁面に貨物の搬出入場所が技術的に可能な範囲で設けられているものであること。
 - 二 前号に規定する貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が倉庫内に設けられているものであること。
 - 三 第一号に規定する貨物の搬出入場所の前面に奥行き十五メートル以上の空地が設けられているものであること。
-

四 倉庫に併設して流通加工の用に供する空間が設けられているものであること。

五 前項第一号に掲げる要件に該当するものであること。

6 政令附則第十一条第二号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた倉庫は、同号に掲げる要件に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長（運輸監理部の長を含む。）の証明がされた倉庫とする。

7 政令附則第十一条第三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた機械又は設備は、同項各号に掲げる機械又は設備のいずれかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長（運輸監理部の長を含む。）の証明がされた機械又は設備とする。

8 政令附則第十一条第三項第一号に掲げる貨物の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムとして総務省令で定めるものは、政令附則第十一条第二項各号に掲げる倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者が提供する当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムとする。

9 政令附則第十一条第三項第一号及び第二号に規定する総務省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる機械設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

機械設備の種類

基準

12) 附則第十五条第一項第三号に規定する総務省令で定める小規模な総合効率化事業者は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六

一 到着時刻表 示装置	映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は政令附則第十一条第二項各号に掲げる倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器であること。
二 特定搬出用 自動運搬装置	搬出能力が毎時百トン以上であつて、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。）が取り付けられたものであること。

10 政令附則第十一条第四項に規定する総務省令で定める施設は、貨物の積み込み、又は取り卸すための荷さばきの用に供する施設から駅までの経路のうち貨物を効率的に輸送するために最も適切な経路を構成する輸送の用に供するものとする。

11 政令附則第十一条第四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた設備は、同項に規定する設備に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされたものとする。

十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号)附則第二条第一項に規定する新会社

13| 法附則第十五条第二項第一号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備(汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。)とする。

14 法附則第十五条第二項第二号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設(焼却装置、熔融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこ

12| 法附則第十五条第二項第一号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備(汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。)とする。

13| 法附則第十五条第二項第二号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設は、活性炭利用吸着式指定物質処理装置(大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質を活性炭に吸着させて処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にあるドライクリーニング装置の部分を含む。)とする。

14 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設(焼却装置、熔融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこ

れらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十六項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）とする。

15 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、第十六条の六第六項第二号に掲げる一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）（擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。）とする。

16 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二、第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設（法附則第十五条第二項第四号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設にあつては、同令第七条第十一号の二に規定する産業廃棄物処理施設に限る。）（焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱

れらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十六項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）とする。

15 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、第十六条の六第六項第二号に掲げる一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）（擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。）とする。

16 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二、第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設（法附則第十五条第二項第五号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設にあつては、同令第七条第十一号の二に規定する産業廃棄物処理施設に限る。）（焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱

水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。)のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの(廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。)並びに同法第十五条の四の二第一項の認定(同条第三項において準用する同法第九条の八第六項の変更の認定を含む。)及び同法第十五条の四の四第一項の認定に係るものとする。

17 法附則第十五条第二項第四号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条の四第五号トに規定する廃石綿等のうち、廃石綿又は石綿が付着しているものとする。

18 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、中和装置、酸化又は還元装置、

凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、貯溜装置及び輸送装置並び

にこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備(下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。)とする。

19 法附則第十五条第三項に規定する新たに固定資産税が課されることとなる航空機で総務省令で定めるものは、次に掲げる航空機とする。

一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百条の許可を受けた者(次号において「運航者」という。)が当該航空機に係る法第三百四十三条第一項の所有者(同条第九項の規定により所有者とみなされる者を含む。)であるもの

水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。)のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの(廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。)並びに同法第十五条の四の二第一項の認定(同条第三項において準用する同法第九条の八第六項の変更の認定を含む。)及び同法第十五条の四の四第一項の認定に係るものとする。

17 法附則第十五条第二項第五号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条の四第五号トに規定する廃石綿等のうち、廃石綿又は石綿が付着しているものとする。

18 法附則第十五条第二項第六号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、

凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並び

にこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備(下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。)とする。

19 法附則第十五条第三項に規定する新たに固定資産税が課されることとなる航空機で総務省令で定めるものは、次に掲げる航空機とする。

一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百条の許可を受けた者(次号において「運航者」という。)が当該航空機に係る法第三百四十三条第一項の所有者(同条第八項の規定により所有者とみなされる者を含む。)であるもの

二 運航者が他の者から賃借している航空機であつて、当該航空機に係る賃貸借契約において、運航者が当該航空機に係る賃貸借期間中の租公課を負担する旨の定めがあることについて国土交通大臣の証明を受けたもの

20 法附則第十五条第三項第一号に規定する地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち、その最大離陸重量が二百トン未満のものとする。

21 法附則第十五条第三項第二号に規定する特に地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち、その最大離陸重量が五十トン未満のものとする。

22 法附則第十五条第三項第二号イに規定する総務省令で定める小型の航空機は、その最大離陸重量が三十トン未満の航空機とする。

23 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者（政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の総数に当該短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する政令第五十六条

25 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 既に事業の用に供されていた車両（日本国有鉄道改革法（昭和六十年法律第八十七号）第二十二条の規定により承継した車両（次号において「承継車両」という。）のうち、エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この号において「既存更新車両」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ〜ハ 略

の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

24 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

25 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 既に事業の用に供されていた車両（日本国有鉄道改革法（昭和六十年法律第八十七号）第二十二条の規定により承継した車両（次号において「承継車両」という。）のうち、エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この号において「既存更新車両」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該車両の最高速度が既存更新車両の最高速度を超えること。

ロ 当該車両の最高出力が既存更新車両の最高出力を超えること。

ハ 当該車両の制御方式が既存更新車両の制御方式に比べて改良されていること。

二 代替車両以外の車両（承継車両を事業の用に供しなくなつたことに
伴い、当該車両に代えて当該事業の用に供されるものに限る。）であ
つて、高速走行、大量牽引又は大量積載が可能なもの（電気機関車を
除く。）

26
29
略

二 当該車両の最大積載量が既存更新車両の最大積載量を超えること
⁹⁾

二 代替車両以外の車両（承継車両を事業の用に供しなくなつたことに
伴い、当該車両に代えて当該事業の用に供されるものに限る。）であ
つて、高速走行、大量牽引又は大量積載が可能なもの

26 法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定め

るものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）
第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に
規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適
合すると認められた雨水貯留浸透施設とする。

27 法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、特定都市
河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）第
十七条第一号ロに掲げる雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
の記載された検査済証その他の当該雨水貯留浸透施設が法附則第十五条
第八項に規定する雨水貯留浸透施設であることを証する書類の写しとす
る。

28 政令附則第十一条第十項に規定する電気を動力源とする自動車内で
燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定める
ものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、ディスプレイを同時に
設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装
置、サクシヨンスナッパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計
装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料

30 政令附則第十一条第十項 により計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

31 略

受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代塀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。)とする。

29 法附則第十五条第十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、二酸化炭素排出抑制対策事業費又は燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助とする。

30 政令附則第十一条第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した設備 次に掲げる金額の合計額

イ 当該設備の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該設備の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した設備 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該設備の取得のために通常要する価額

ロ 当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額

31 法附則第十五条第十二項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一 次のいずれかに該当する船舶であること。

イ 前年中における外国貿易船（第十一条の二第一項第二号ロに規定する外国貿易船をいう。以下この号において同じ。）として就航し

た日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶（前年の一月二日以後に建造された船舶で前年中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶）

ロ 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体（以下ロにおいて「日本人」という。）が前年の一月二日以後に日本人以外の者から譲渡を受けた船舶のうち、当該譲渡を受けた日から前年の十二月三十一日までの期間中における外国貿易船として就航した日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶（当該期間中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶）

二 次のいずれかに該当する船舶であること。

イ 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十条第一項第四号ロ又はハに掲げる船舶のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条の二第二項第二号の設備を有するもの又は船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第五条の衛星航法装置、同令第五条の二の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第四百四十六条の二十五第一項の船速距離計（ドプラ式のものに限る。）若しくは同令第四百四十六条の四十三第一項のサイドスラスター（船首に設置されているものに限る。）（ロにおいて「衛星航法装置等」という。）を有するもの

32 政令附則第十一条第十五項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の

需要に应ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一 三略

32 政令附則第十一条第十五項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の

ロ 海上運送法施行規則第四十三条第一項第四号ニ又はホに掲げる船舶のうち衛星航法装置等を有するもの

需要に应ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が二十キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。以下この項において同じ。）又は都市（松戸市、横浜市、堺市、姫路市及び福岡市をいう。次号において同じ。）に存する鉄道事業者等

二 他の鉄道事業者等（その営む路線が大都市に存するものに限る。）と直通運輸を行う鉄道事業者等でその営む路線の全部又は一部が大都市又は都市に存するものうち、当該鉄道事業者等の営む路線の長さと当該鉄道事業者等が直通運輸に使用する当該他の鉄道事業者等の営む路線の長さの合計が二十キロメートルを超えているもの

三 鉄道事業法第十五条第一項に規定する第三種鉄道事業者でその営む路線の全部又は一部が大都市又は都市（神戸市をいう。）に存するものうち、当該第三種鉄道事業者の営む路線を使用して二以上の他の鉄道事業者等（当該他の鉄道事業者等のいずれかの営む路線が大都市に存するものに限る。）が直通運輸を行っており、かつ、当該第三種

四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律

第一条第一項に規定する旅客会社若しくは同条第二項に規定する貨物会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社

五 略

33
36

鉄道事業者の営む路線の長さと同該路線を使用する二以上の他の鉄道事業者等の営む路線で当該直通運輸に係るものの長さの合計が二十キロメートルを超えているもの

四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社若しくは同条第二項に規定する貨物会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社

五 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四条に規定する鉄道の種類のうち、同条第一号に掲げる普通鉄道以外の鉄道の事業を営む鉄道事業者

33 法附則第十五条第十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物の耐久性の確保に資する補強若しくは改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業若しくはインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

34 法附則第十五条第十四項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

- 一 信号保安設備
- 二 保安通信設備

三 防護設備

- 四 停車場設備（安全性の向上のために改良されたものに限る。）
- 五 線路設備又は電路設備（安全性の向上のために改良されたものに限る。）
- 六 変電所（安全性の向上のために改良されたものに限る。）
- 七 既に事業の用に供されていた車両（次号において「既存車両」という。）のうち安全性の向上のために改良されたもの
- 八 既存車両に代えて事業の用に供される車両のうち既存車両と比べて安全性の向上が図られているもの

35 法附則第十五条第十五項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

- 一 踏段を用いずに乗降が可能な旅客用乗降口（次号において「特定乗降口」という。）を有し、かつ、客室に係る床面の全部又は一部の高さが軌条面から四百ミリメートル以内である車両
- 二 前号に掲げる車両以外の車両（同号に掲げる車両と連結して事業の用に供されるものに限る。）で、法附則第十五条第十五項に規定する高齢者、障害者等が当該車両の客室に特定乗降口から貫通路を通じて容易に至ることができる構造であるもの

36 政令附則第十一条第十六項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

- 一 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で

定めるものうち、既に事業の用に供されていた車両を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い当該車両に代えて当該事業の用に供される車両（以下この号及び次号イにおいて「代替車両」という。）又は代替車両以外の車両で新たな営業路線の開業若しくは列車の編成を構成する車両の増加に伴い新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。以下この号及び次号イにおいて「非代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、イ及びロに掲げる要件）のいずれにも該当するもの

イ 当該代替車両にあつては一次周波数制御方式（サイリスタ）により制御される方式を除く。以下このイ及び次号において同じ。）の導入によりその制御方式が既に事業の用に供されていた車両の制御方式に比べて性能が向上しており、当該非代替車両にあつてはその制御方式が一次周波数制御方式であること。

ロ 当該代替車両又は当該非代替車両が電力回生ブレーキを有すること（これらの車両が内燃機関を有する場合を除く。次号イ(2)及びびロ(2)において同じ。）。

ハ 当該代替車両又は当該非代替車両が客室内に発光ダイオードを光源とする照明器具を有すること。

ニ 当該代替車両又は当該非代替車両が自動制御の機能を有する空調制御装置を用いた空調システムを有すること。

二 法附則第十五条第十六項に規定する改良された車両で政令で定めるものうち、次に掲げる車両

37 法附則第十五条第十六項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法 第七条 第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 略

イ 代替車両又は非代替車両であつて、改良により新たに次に掲げる要件のいずれにも該当することとなつたもの

- (1) 当該代替車両又は当該非代替車両の制御方式が一次周波数制御方式であること。

- (2) 当該代替車両又は当該非代替車両が電力回生ブレーキを有すること。

ロ 既に事業の用に供されていた車両を改良して当該事業の用に供するものうち、当該改良により新たに次に掲げる要件のいずれにも該当することとなつたもの（イに掲げる車両を除く。）

- (1) 当該車両の制御方式が一次周波数制御方式であること。
- (2) 当該車両が電力回生ブレーキを有すること。

37 法附則第十五条第十六項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号） 第七条 第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

- 二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨

38 政令附則第十一条第十七項に規定する総務省令で定める車両は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業により取得した貨物の位置を固定するための装置が取り付けられた客車であつて貨物輸送を行つた距離の全走行距離に対する割合が二分の一以上のもの又は機関車及びコンテナ用の貨車であることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

39 法附則第十五条第十七項に規定する総務省令で定める小規模な総合効率化事業者は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

- 二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社

物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社

38 政令附則第十一条第十七項に規定する総務省令で定める車両は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業により取得した貨物の位置を固定するための装置が取り付けられた客車であつて貨物輸送を行つた距離の全走行距離に対する割合が二分の一以上のもの又は機関車及びコンテナ用の貨車とする。

39| 政令附則第十一条第十九項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

- 一 国家公務員宿舍法第十条の公邸及び同法第十二条の無料宿舍の用に供する家屋及び償却資産
- 二 無償で公共の用に供する駐車場の用に供する家屋及び償却資産
- 三 税関の支署及び出張所、地方出入国在留管理局及びその支局並びにこれらの出張所、検疫機関、総合通信局の出張所、警察機関、国土交通省設置法第三十二条第一項に規定する地方整備局の事務所のうち港湾空港工事事務所及び空港工事事務所、海上保安庁法第十三条に規定する管区海上保安本部の事務所のうち航空基地並びに地方航空局並びにその事務所のうち空港事務所及び空港出張所の用に供する家屋及び償却資産

40| 政令附則第十一条第十九項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

41| 政令附則第十一条第二十項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

- 44 法附則第十五条第二十二項に規定する政府の補助で総務省令で定める
- 43 法附則第十五条第二十二項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。
- 一 四略
- 42 一 緑化施設
二 通路（次に掲げる施設のいずれかと連絡するものであること、何らの制限なしに通行できると及び構造上他の施設と区分されているものであることについて国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）
イ 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
ロ 公園、緑地、広場その他の公共空地
- 43 法附則第十五条第二十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。
- 43 政令附則第十一条第二十二項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。
- 44 政令附則第十一条第二十二項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。
- 45 法附則第十五条第二十五項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。
- 一 線路設備
二 電路設備
三 停車場、変電所、車庫、工場、倉庫又は詰所
四 車両
- 46 法附則第十五条第二十五項に規定する政府の補助で総務省令で定める

ものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助とする。

45 法附則第十五条第二十三項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一～四 略

ものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助とする。

47 法附則第十五条第二十六項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。以下この項において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破碎することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破碎機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）

二 エタノール製造設備（利用促進法施行令第二条第三号に掲げるエタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、粉砕器、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、精製装置、熱交換器、冷却装置、貯蔵装置、ボイラー、脱臭装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ

又は配管を含む。)

三 脂肪酸メチルエステル製造設備（利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小事業者が新設したものの

四 ガス製造設備で次のいずれかに該当するもの

イ 利用促進法施行令第五条第五号に掲げる水素、一酸化炭素及びメタンを主成分とするガスを製造する設備で、ガス化炉、精製装置及び貯蔵装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

ロ 利用促進法施行令第二条第六号に掲げるメタンを製造する設備で、発酵装置及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

46| 法附則第十五条第二十三項に規定する当該設備のうち総務省令で定めるものは、前項第四号に掲げる機械その他の設備とする。

47| 政令附則第十一条第二十五項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

48| 政令附則第十一条第二十六項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三略

49| 政令附則第十一条第二十七項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面

48| 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

49| 政令附則第十一条第二十九項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾（以下この項において「国際拠点港湾」という。）のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であること。

二 国際拠点港湾のうち、当該港湾が連続する二以上の係留施設等（輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係るコンテナ埠頭を構成する係留施設及び荷さばき地をいう。次項において同じ。）を有していること。

三 国際拠点港湾のうち、当該港湾の港湾区域（港湾法第二条第三項に規定する港湾区域をいう。以下この号において同じ。）を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体に指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この号において同じ。）が含まれること。ただし、港湾区域を地先水面とする地域を区域とする指定都市が存在しない道府県にあつては、当該港湾における輸出入に係るコンテナ取扱量が当該道府県に存する港湾のうち最も多い港湾であること。

50| 政令附則第十一条第三十項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面

の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

50| 法附則第十五条第二十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

51| 政令附則第十一条第二十八項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 三略

52| 法附則第十五条第二十七項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路とする。

53| 政令附則第十一条第二十九項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 六略

の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

51| 法附則第十五条第二十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

52| 政令附則第十一条第三十一項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 避難に適した構造であること。

二 地震及び津波に対して安全な構造であること。

三 津波により浸水した場合に想定される水深を考慮した安全な高さに避難上有効な場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。

53| 法附則第十五条第三十項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路とする。

54| 政令附則第十一条第三十二項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 誘導灯
- 二 誘導標識
- 三 自動解錠装置（地震動を感知した場合に、出入口に設ける戸の施錠

54| 政令附則第十一条第三十項第二号 に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

55| 政令附則第十一条第三十一項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第三十項第一号 に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

56| 法附則第十五条第三十項第一号イ に規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

57| 法附則第十五条第三十項第一号イ に規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

58| 法附則第十五条第三十項第一号ロ に規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。

装置を自動的に解錠する機能を有する装置（遠隔操作により解錠する機能を併せて有する装置を含む。）をいう。）
四 防災用倉庫
五 防災用ベンチ
六 非常用電源設備

55| 政令附則第十一条第三十三項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

56| 政令附則第十一条第三十四項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第三十三項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

57| 法附則第十五条第三十三項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

58| 法附則第十五条第三十三項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

59| 法附則第十五条第三十三項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。

- 59| 法附則第十五条第三十項第一号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。
- 60| 法附則第十五条第三十項第一号ニに規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。
- 61| 法附則第十五条第三十項第二号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。
- 62| 法附則第十五条第三十項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。
- 63| 法附則第十五条第三十一項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）であつて、次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、第一号に掲げる要件に限
- 60| 法附則第十五条第三十三項第一号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。
- 61| 法附則第十五条第三十三項第一号ニに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。
- 62| 法附則第十五条第三十三項第一号ホに規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。
- 63| 法附則第十五条第三十三項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。
- 64| 法附則第十五条第三十四項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）であつて、次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、第一号に掲げる要件に限

る。()のいずれにも該当するものとする。

一〇三略

64 法附則第十五条第三十二項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十

る。()のいずれにも該当するものとする。

一 当該熱電併給型動力発生装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する熱電併給型動力発生装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（以下この項において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（以下この項において「販売開始日」という。）が、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この号において同じ。）開始の日以後の日であるもののうち、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された時点において、当該熱電併給型動力発生装置が、型式区分に係る販売開始日が最も新しい型式区分に属するもの（当該型式区分に係る販売開始日の属する年度が、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された日の属する年度又はその前年度であるものを含む。）であること。

二 当該熱電併給型動力発生装置が、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該熱電併給型動力発生装置の製造業者が製造した当該熱電併給型動力発生装置と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率その他の事業の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

三 当該熱電併給型動力発生装置一基の発電出力が十キロワット以上のものであること。

65 法附則第十五条第三十五項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十

五年国土交通省令第十六号) 第二条に規定する特定鉄道等施設(次項において「特定鉄道等施設」という。)に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

65| 法附則第十五条第三十二項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、次に掲げる特定鉄道等施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一及び二 略

66| 法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

五年国土交通省令第十六号) 第二条に規定する特定鉄道等施設(次項において「特定鉄道等施設」という。)に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

66| 法附則第十五条第三十五項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、次に掲げる特定鉄道等施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区における特定鉄道等施設 橋りよう(ロッキング橋脚を有するものに限る。)のうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたもの

二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画に定められた緊急輸送道路と交差し又は隣接して並走する線区における特定鉄道等施設 橋りよう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたもの

67| 法附則第十五条第三十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

68| 法附則第十五条第三十七項に規定する災害時における放送法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第百八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものは、放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第八十六条の第二第一項の規定により同法第百八条の放送の確実な実施のために特に必要なも

67| 法附則第十五条第三十四項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

69| 法附則第十五条第三十八項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

70| 法附則第十五条第三十九項に規定する医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第二項に規定する特定事業で国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第一条第二号に掲げる事業（同号イに掲げるものにあつては、製造に係るものを除く。）であつて、科学技術基本法（平成七年法律第三十号）第九条第二項第一号に規定する研究開発のうち基礎研究又は応用研究（収益を生ずるまでに長期間を要するものに限る。）に該当するものとして国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に記載されたものとする。

71| 法附則第十五条第三十九項に規定する総務省令で定める計画は、同項

に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）とする。

72| 政令附則第十一条第三十七項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置並びに器具及び備品（以下この項において「機械装置等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した機械装置等 次に掲げる金額の合計額

イ 当該機械装置等の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械装置等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した機械装置等 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時に於ける当該機械装置等の取得のために通常要する価額

ロ 当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

73| 政令附則第十一条第三十七項に規定する総務省令で定めるものは、専ら研究開発に関する事業の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

74| 政令附則第十一条第三十八項に規定する都市の居住者の利便の向上に

68| 政令附則第十一条第三十六項第六号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一 及び二 略

69| 法附則第十五条第三十六項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 政令附則第十 十一条第三十 五項第一号に 規定する一般 送配電事業者	管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置 及び電話ケーブル
--	------------------------------------

資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 緑化施設

二 通路（次に掲げる施設のいずれかと連絡するものであること、何らの制限なしに通行できること及び構造上他の施設と区分されているものであることについて国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）

イ 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

ロ 公園、緑地、広場その他の公共空地

75| 政令附則第十一条第四十一項第七号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一 農業用道路

二 林道

76| 法附則第十五条第四十二項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 政令附則第十 十一条第四十 項第一号に 規定する一般 送配電事業者	管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置 及び電話ケーブル
---	------------------------------------

<p>二 政令附則第 十一条第三十 五項第二号に 規定する電気 通信事業者</p>	<p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを収容し 、又は保護するための土木設備</p>
<p>三 政令附則第 十一条第三十 五項第三号に 規定する事業 者</p>	<p>ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設備</p>

70) 法附則第十五条第三十七項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にある全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が法附則第十五条第三十七項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）とする。

71) 法附則第十五条第三十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

<p>二 政令附則第 十一条第四十 項第二号に 規定する電気 通信事業者</p>	<p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを収容し 、又は保護するための土木設備</p>
<p>三 政令附則第 十一条第四十 項第三号に 規定する事業 者</p>	<p>ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設備</p>

77) 法附則第十五条第四十三項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にある全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が法附則第十五条第四十三項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）とする。

78) 法附則第十五条第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

72| 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定める特定電気通信設備は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）第一条第一項第一号に掲げる電気通信設備のうち同令第二条第一号に掲げる特定電気通信設備に該当するものとする。

73| 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 及び二 略

74| 政令附則第十一条第四十項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

79| 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める特定電気通信設備は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）第一条第一項第一号に掲げる電気通信設備のうち同令第二条第一号に掲げる特定電気通信設備に該当するものとする。

80| 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額
- イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
- ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
- 二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額
- イ その取得の時に於ける当該固定資産の取得のために通常要する価額
- ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

81| 政令附則第十一条第四十五項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額
- イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用があ

75

政令附則第十一条第四十項第一号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 三略

82

る場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額
イ その取得の時における当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

政令附則第十一条第四十五項第一号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該機械及び装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する機械及び装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該機械及び装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該機械及び装置について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分に限る。）に属する機械及び装置と比較して、生産効率、エネ

76| 政令附則第十一条第四十項第二号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 三略

77| 政令附則第十一条第四十項第三号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるものは、同号に規定する器具及び備品（以下この項において

ルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

83| 政令附則第十一条第四十五項第二号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該工具の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する工具を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該工具が新たに取得された日の五年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該工具について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該工具の製造業者が製造した当該工具と同一の種別に属する工具の型式区分に限る。）に属する工具と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

84| 政令附則第十一条第四十五項第三号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるものは、同号に規定する器具及び備品（以下この項において

「器具及び備品」という。)のうち次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一〇三 略

78| 政令附則第十一条第四十項第四号 に規定する建物附属設備で総務省

令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備(以下この項において「建物附属設備」という。)のうち次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一〇三 略

「器具及び備品」という。)のうち次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該器具及び備品の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する器具及び備品を型式その他の事項により区分した場合の各区分(次号において「型式区分」という。)に係る販売が開始された日(次号において「販売開始日」という。)が、当該器具及び備品が新たに取得された日の六年前の日の属する年度(その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。)開始の日以後の日であること。

三 当該器具及び備品について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該器具及び備品の製造業者が製造した当該器具及び備品と同一の種別に属する器具及び備品の型式区分に限る。)に属する器具及び備品と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

85| 政令附則第十一条第四十五項第四号 に規定する建物附属設備で総務省

令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備(以下この項において「建物附属設備」という。)のうち次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであ

ること。

二 当該建物附属設備の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する建物附属設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該建物附属設備が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該建物附属設備について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該建物附属設備の製造業者が製造した当該建物附属設備と同一の種別に属する建物附属設備の型式区分に限る。）に属する建物附属設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

86| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十七項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十七項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

87| 政令附則第十一条第四十七項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする

79| 政令附則第十一条第四十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十一項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十一項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

80| 政令附則第十一条第四十二項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする

81| 法附則第十五条第四十三項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

82| 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

83| 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一| 購入した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額

イ| 当該機械及び装置の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械及び装置の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ| 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額
購入以外の方法により取得した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額

イ| その取得の時ににおける当該機械及び装置の取得のために通常要する価額

84| 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額
政令附則第十一条第四十九項第一号に規定する総務省令で定めるところ

88| 法附則第十五条第四十九項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

るにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した機械装置等 次に掲げる金額の合計額

イ 当該機械装置等の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械装置等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した機械装置等 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時に於ける当該機械装置等の取得のために通常要する価額

ロ 当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

85| 法附則第十五条第四十九項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2注21(1)に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

86| 政令附則第十一条第五十一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該償却資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該償却資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該償却資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

（法附則第三十条第二項第二号の基準等）

第八条の三の五 略

2 略

（法附則第三十条第二項第二号の基準等）

第八条の三の五 法附則第三十条第二項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準とする。

2 法附則第三十条第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に

3 法附則第三十条第三項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 第十五条の九第五項第二号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル
ル (第五項第二号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。) が百三十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 略

応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けた軽自動車とする。

3 法附則第三十条第三項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第十五条の九第五項第二号に規定する平成三十二年燃費基準達成レベル
ル (第五項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。) が百三十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法附則第三十条第三項第二号に規定する貨物用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車

5 法附則第三十条第四項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 略

、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第十五条の九第八項第二号に規定する平成二十七年燃費基準達成レベル（第六項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百三十五以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法附則第三十条第四項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法附則第三十条第四項第二号に規定する貨物用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第十三条の三 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡と

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車であつ、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第十三条の三 法附則第三十四条の二第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項各号に掲げる土地等の譲渡の区分に応じ、当該各号に定める書類(同条第二項に規定する書類を含む。)を法第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書を含む。以下この条及び次条において同じ。)に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡と

する。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取りをする同項 第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。） から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第一号イ及びロに掲げる書類

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項 第十三号若しくは第十四号の一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に政令附則第十七条の二第一項に規定する市町村長の同項又は同条第三項若しくは第四項の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長の認定した日の通知を受けている場合（租税特別措置法施行令第二十條の二第二十二項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第二十四項若しくは第二十五項の承認を受けて同条第二十三項又は第二十四項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合を含む。次号ロ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。） には、当該通知に係る文書の写し（次号ロ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。））

する。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取りをする同項第十二号、第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。） から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十項第一号イ及びロに掲げる書類

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号、第十三号若しくは第十四号の一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に政令附則第十七条の二第一項に規定する市町村長の同項又は同条第三項若しくは第四項の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長の認定した日の通知を受けている場合（租税特別措置法施行令第二十條の二第二十三項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第二十五項若しくは第二十六項の承認を受けて同条第二十四項又は第二十五項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合を含む。次号ロ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。） には、当該通知に係る文書の写し（次号ロ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。））

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項 第十四号に係る

土地等の譲渡（同号）の一団の宅地の造成を土地

区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。）当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第二号イからハまでに掲げる書類

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十四号の一団の宅地の用に供することを約する書類（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）

三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第三号イ及びハに掲げる書類

ロ 略

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号及び第十四号に係る

土地等の譲渡（同項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。）当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十項第二号イからハまでに掲げる書類

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号又は第十四号の一団の宅地の用に供することを約する書類（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）

三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十項第三号イ及びハに掲げる書類

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号の住

- 3 前項の場合において、同項各号に掲げる書類を添付した法第四十五条の二第一項の規定による申告書が提出された後、法附則第三十四条の二第二項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者が政令附則第十七条の二第二項又は第三項に規定する市町村長が認定した日の通知を受けたときは、前項各号に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日は、当該通知に係る市町村長が認定した日の属する年の十二月三十一日であつたものとし、当該土地等の譲渡について租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項又は第二十四項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しが納税地の所轄税務署長に提出されたときは、前項各号に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日は、当該通知に係る所轄税務署長が認定した日の属する年の十二月三十一日であつたものとする。
- 4 第二項各号に掲げる書類を添付して法第四十五条の二第一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項又は第二十四項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の交付を受けた場合には、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出しなければならない。

5 略

宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）

- 3 前項の場合において、同項各号に掲げる書類を添付した法第四十五条の二第一項の規定による申告書が提出された後、法附則第三十四条の二第二項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者が政令附則第十七条の二第二項又は第三項に規定する市町村長が認定した日の通知を受けたときは、前項各号に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日は、当該通知に係る市町村長が認定した日の属する年の十二月三十一日であつたものとし、当該土地等の譲渡について租税特別措置法施行令第二十条の二第二十四項又は第二十五項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しが納税地の所轄税務署長に提出されたときは、前項各号に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日は、当該通知に係る所轄税務署長が認定した日の属する年の十二月三十一日であつたものとする。
- 4 第二項各号に掲げる書類を添付して法第四十五条の二第一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十四項又は第二十五項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の交付を受けた場合には、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出しなければならない。

- 5 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項

第四十五条の二第一項

第三百十七条の二第一項

6 政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項及び第十項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第一項又は第三項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同条第一項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三項の承認にあつては、同条第二項に規定する当初認定日の属する年の末日）の翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 略

	第二項	第四十五条の三第一項	第三百十七条の三第一項
	に規定する総務省令	附則第三十四条の二第二項	附則第三十四条の二第五項
	第四十五条の二第一項	に規定する総務省令	
第三項	第四十五条の二第一項	第三百十七条の二第一項	
	附則第三十四条の二第二項	第三百十七条の二第一項	
前項	第四十五条の二第一項	附則第三十四条の二第五項	
	第四十五条の二第一項	第三百十七条の二第一項	

6 政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項及び第十項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第一項又は第三項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同条第一項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三項の承認にあつては、同条第二項に規定する当初認定日の属する年の末日）の翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項

- イ 申請者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称、所在地及びその代表者その他の責任者の氏名
- ロ 当該確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第一項各号に定める事由がある旨及び当該事由の詳細（同条第三項の承

二 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十一項第二号に掲げる書類
7 政令附則第十七条の二第一項第二号に規定する災害その他の総務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項第一号及び第二号に掲げる事情

二 略

8 法附則第三十四条の二第七項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十三項に規定する書類とする。

9 前項に規定する書類の交付を受けた者（法附則第三十四条の二第二項又は第五項に規定する土地等の譲渡につきこれらの規定の適用を受けている者に限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類に当該交付を受けた書類（法第四十五条の二第一項又は第三百十七條の二第一

認にあつては、同項に定める事由がある旨及び当該事由の詳細並びに同条第二項に規定する市町村長が認定した日の年月日）

ハ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の着工予定年月日及び完成予定年月日

ニ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第一項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる年月日及び同条第二項又は第三項に規定する市町村長の認定を受けようとする年月日

二 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項第二号に掲げる書類
7 政令附則第十七条の二第一項第二号に規定する災害その他の総務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十三項第一号及び第二号に掲げる事情

二 前号に掲げる事情のほか、土地等の買取りをする者の責に帰せられない事由で、かつ、当該土地等の買取りをする日においては予測できなかった事由に該当するものとして市町村長が認めた事情が生じたこと。

8 法附則第三十四条の二第七項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十四項に規定する書類とする。

9 前項に規定する書類の交付を受けた者（法附則第三十四条の二第二項又は第五項に規定する土地等の譲渡につきこれらの規定の適用を受けている者に限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類に当該交付を受けた書類（法第四十五条の二第一項又は第三百十七條の二第一

項の規定による申告書に添付しているものを除く。)を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一及び二 略

三 第一号に掲げる譲渡に係る土地等のうち、当該交付を受けた書類を提出することにより租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなったものの面積及び所在地

四 略

10 略

項の規定による申告書に添付しているものを除く。)を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 法附則第三十四条の二第二項又は第五項の適用を受けた譲渡に係る土地等のその譲渡をした年月日、当該土地等の面積及び所在地

二 当該土地等の買取りをした者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三 第一号に掲げる譲渡に係る土地等のうち、当該交付を受けた書類を提出することにより租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなったものの面積及び所在地

四 その他参考となるべき事項

10

確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第六項第二号に掲げる書類を添付して、当該市町村長に提出しなければならない。

一 第六項第一号イに掲げる事項

二 当該確定優良住宅地造成等事業について、法附則第三十四条の二第九項の特定非常災害として指定された非常災害により同項に規定する予定期間内に政令附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細

三 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の完成予定年

11 前項の場合において、第二項に規定する書類を添付して法第四十五条の二第一項又は第三百十七条の二第一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第二項又は第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日の通知に関する文書の写しの交付を受けたとき（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十五項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出（当該申告書に添付した場合を含む。）があつた場合には、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日は当該通知に係る市町村長が認定した日であつたものと、当該土地等の譲渡は法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

12 法附則第三十四条の二第十項の規定による申告は、次に掲げる事項を

月日

四 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を受けることができる
見込まれる年月日

五 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二第一項、第三項又は第四項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第二項から第四項までに規定する市町村長が認定した日

11 前項の場合において、第二項に規定する書類を添付して法第四十五条の二第一項又は第三百十七条の二第一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第二項又は第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日の通知に関する文書の写しの交付を受けたとき（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十六項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出（当該申告書に添付した場合を含む。）があつた場合には、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日は当該通知に係る市町村長が認定した日であつたものと、当該土地等の譲渡は法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

12 法附則第三十四条の二第十項の規定による申告は、次に掲げる事項を

記載した書類によつてしなければならない。

一及び二 略

三 第一号に掲げる譲渡に係る土地等のうち、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつたもの

四 略

(法附則第三十四条の二の二の証明等)

第十三条の四 前条第二項に規定する書類を添付して法第四十五条の二第

一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第二項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第十七条の二の二第二項に規定する市町村長が認定した日の通知（当該土地等につき阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成七年政令第二十九号）第十四条第二項に規定する税務署長が認定した日の通知を含む。以下この項において同じ。）に関する文書の写しの交付を受けたときは、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出があつた場合には、当該土地等の譲渡は法附則第三十四条の二の二に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとし、政令附則第十七条の

記載した書類によつてしなければならない。

一 法附則第三十四条の二第二項又は第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等のその譲渡をした年月日、当該土地等の面積及び所在地
二 当該土地等の買取りをした者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三 第一号に掲げる譲渡に係る土地等のうち、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつたもの

四 その他参考となるべき事項

(法附則第三十四条の二の二の証明等)

第十三条の四 前条第二項に規定する書類を添付して法第四十五条の二第

一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第二項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第十七条の二の二第二項に規定する市町村長が認定した日の通知（当該土地等につき阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成七年政令第二十九号）第十四条第二項に規定する税務署長が認定した日の通知を含む。以下この項において同じ。）に関する文書の写しの交付を受けたときは、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出があつた場合には、当該土地等の譲渡は法附則第三十四条の二の二に規定する自治省令で定めるところにより証明がされたものとし、政令附則第十七条の

二の二第二項に規定する市町村長が認定した日は、当該通知に係る市町村長が認定した日とする。

2及び3 略

二の二第二項に規定する市町村長が認定した日は、当該通知に係る市町村長が認定した日とする。

2 政令附則第十七条の二の二第一項に規定する事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、平成八年一月一日から同年一月十五日までの間に、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称、所在地及びその代表者その他の責任者の氏名

ロ 当該確定優良住宅地造成等事業について、政令附則第十七条の二の二第一項に規定する期間内に同項に規定する開発許可等を受けることが困難となつた事情の詳細

ハ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の完成予定年月日

ニ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき政令附則第十七条の二の二第一項に規定する開発許可等を受けることができるの見込まれる年月日及び同条第二項に規定する市町村長の認定を受けようとする年月日

ホ 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業について、

(政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類)

第二十三条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十三条

の二第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ及びロ 略

政令附則第十七条の二第一項若しくは第三項又は第四項若しくは第六項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第二項若しくは第三項又は第五項若しくは第六項に規定する市町村長が認定した日の年月日

二 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成七年大蔵省令第十二号）第七条第二項第二号に掲げる書類

3 第一項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百十七条の二第一項」と、「附則第三十四条の二第二項」とあるのは「附則第三十四条の二第五項」とする。

(政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類)

第二十三条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十三条

の二第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等（法附則第五十三条の二第一項に規定する被災自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車

- ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（自動車又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号
- (1) (6) 略

等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

- ロ 法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車営業用又は自家用のいずれであるかの別

- ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（自動車又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号
- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「平成三十一年改正法」という。）附則第十一条第五項から第七項までの

規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項（平成三十一年改正法附則第十一条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七条第二項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第二項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十七条第三項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条第一項において「三十一年十月旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四

(7) 既に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条第一項において「元年十月旧法」という。）附則第五

十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四

年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。

（）の規定の適用を受けた元年十月旧法 附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(9) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた元年十月旧法 附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(10) 及び(11) 略

年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。

（）の規定の適用を受けた三十一年十月旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた三十一年十月旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税

二
略

二
四
略

2 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十三

法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方

税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十三条の二第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十三

条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ及びロ 略

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる

条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項各号又は法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる

自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)～(6) 略

(7) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10)及び(11) 略

自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に三十二年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の

二〇チ 略

適用を受けた同項に規定する他の自動車

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車の対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十三条の二第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ロ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が

二 略

対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（②から④までにおいて「登録事項等証明書」という。

）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（②から④までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの及び当該自動車等を同号に規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限り。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた

日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。）

(3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る

(政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類)

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ及びロ 略

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる

登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

(政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類)

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第四百七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする自動車(以下この号において「申請自動車」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる

自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)～(6) 略

(7) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10)及び(11) 略

自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に三十二年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の

ニクチ
略

適用を受けた同項に規定する他の自動車

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車の対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十四条第三項に規定する道府県の知事が必要と認める事項

二 法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けたことを証する書類

三 政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

二及び三
略

2 政令附則第三十二条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、

次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者の氏名又は名称

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移

動させた日

へ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三條の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

ト イからへまでに規定するもののほか、法附則第五十四條第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書であつて当該対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの

三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三條の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三條の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事が適当と認める書類）及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類)

第二十五条 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条

第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
- イ及びロ 略

(政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類)

第二十五条 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条

第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 被災自動車等(法附則第五十七条第一項に規定する被災自動車等をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)の所有者(法

第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号及び次条第一項において同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車(以下この号において「申請軽自動車」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)、当該申請

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（法第四十五条第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)～(6) 略

軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（法第四十五条第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「平成三十一年改正法」という。）附則第十一条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項（平成三十一年改正法附則第十一条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七条第二項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受け

- (7) 既に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条）において「元年十月旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた元年十月旧法 附則第五十二条第二項に規定する代替自動車
- (9) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた元年十月旧法 附則第五十二条第三項に規定する他の自動車
- (10) 及び(11) 略

- た法附則第五十七条第二項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条第一項において「三十一年十月旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた三十一年十月旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車
- (9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた三十一年十月旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法

二
略

二
〜
四
略

「という。」附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(1) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

2 政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
イ及びロ 略

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
イ 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項各号又は法附則第五十七条第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)～(6) 略

号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この号において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車

-
- (7) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
 - (8) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
 - (9) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
 - (10) 及び(11) 略

ニクチ 略

-
- (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
 - (7) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
 - (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
 - (9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
 - (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
 - (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
 - ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
 - ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
 - ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
 - ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き

渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車の対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ロ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（(2)から(4)までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（(2)から(4)までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該

当することとなったことを証するもの及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

- (2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限り。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。）

- (3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該

自動車等を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類）

第二十六条 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十八条

第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
- イ及びロ 略

（政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類）

第二十六条 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十八条

第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 被災自動車等の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 略

(7) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第一項の規定の適用を受

ロ 法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受

けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第二項の規定の適用を受

けた同項に規定する代替自動車

(9) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第三項の規定の適用を受

けた同項に規定する他の自動車

(10)及び(11) 略

二 略

二〇四 略

けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受

けた同項に規定する代替自動車

(9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受

けた同項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規

定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の

適用を受けた同項に規定する他の自動車

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車

等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第一項に規定す

る市町村長が必要と認める事項

二 申請軽自動車について法附則第五十八条第一項の規定の適用を受け

たことを道府県知事が証する書類又は道路運送車両法第二十二條第一

項に規定する登録事項等証明書（第四項第二号ニにおいて「登録事項

等証明書」という。）若しくは同法第七十二条の三に規定する軽自動

車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第四項第二号

において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて滅失

し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができ

ない場合には、滅失し、若しくは損壊した自動車等が被災自動車等で

あることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所

在地若しくは当該自動車等の主たる定置場所在地の道府県知事若しく

は市町村長が証する書類、被災自動車等の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例の定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災自動車等の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災自動車等の所有者でなくなつたことについて証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、第二号の道府県知事が証する書類を提出する場合を除き、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十五条第一項に規定する者が法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災二輪自動車等（法附則第五十八条第二項に規定する被災二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする同項に規

定する二輪自動車等（以下この項において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該被災二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けた被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める同項に規定する二輪自動車等、同条第六項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第七項に規定する他の二輪自動車等又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正

-
- 法附則第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第七項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号
- ニ イからハまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が被災二輪自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第二項に規定する市町村長が必要と認める事項
- 二 被災二輪自動車等が二輪の小型自動車の場合には、道路運送車両法第七十二条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第五項第三号において「二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて滅失し、又は損壊した二輪の小型自動車等が被災二輪自動車等であることを証するもの
- 三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合又は被災二輪自動車等が原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）の場合には、滅失し、若しくは損壊した法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等が被災二輪自動車等であることについて当該二輪自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該二輪自動車等の主たる定置場所所在地の市町村長が証する書類、被災二輪自動車等の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例で定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災
-

二輪自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなったことについて証する書類

四 政令附則第三十五条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

3 政令附則第三十五条第二項に規定する者が法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災小型特殊自動車（法附則第五十八条第三項に規定する被災小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この項において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該被災小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十八条

第三項の規定の適用を受けた被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第九項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

4 政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車が被災小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第三項に規定する市町村長が必要と認める事項

三 滅失し、若しくは損壊した小型特殊自動車が被災小型特殊自動車であることについて当該小型特殊自動車が増失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災小型特殊自動車の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例で定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなつたことについて証する書類

三 政令附則第三十五条第二項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

4 政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)～(6) 略

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

-
- (7) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
 - (8) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
 - (9) 既に元年十月旧法 附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
 - (10) 及び(11) 略

ニクチ 略

-
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
 - (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
 - (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
 - (7) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
 - (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
 - (9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
 - (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
 - (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第

三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第四項又は第五項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 申請軽自動車について法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けたことをこれらの規定に規定する道府県知事が証する書類

ロ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ハ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

二 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当

する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「解体登録事項等証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該自動車等を法附則第五十三条の二第二項第二号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(2) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「用途廃止登録事項等証明書」という。）及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため法附則第五十八条第四項又は第五項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」という。）のうち用途を廃止した日の記載

がされているもの及び持出日証明書類

(3) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 解体登録事項等証明書又は解体軽自動車検査記録事項等証明書、持出日証明書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 用途廃止登録事項等証明書又は用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

5 政令附則第三十五条第四項又は第五項に規定する者が法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十八条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。以下この項及

び第八項において同じ。)の同条第六項各号又は第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場(当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車(二輪のものに限る。)であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場)

ロ 法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとするこれらの規定に規定する二輪自動車等(以下この号において「申請二輪自動車等」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等、同条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項の規定の

-
- 適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号
- ニ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十八条第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し、又は解体した日
- チ イからトまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第六項又は第七項に規定する市町村長が必要と認める事項
- ニ 原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）について法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類
- イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第
-

一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなったことを証する書類（以下の項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は誓約書

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は誓約書及び法附則第五十八条第六項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場

合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第七項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下(2)及び第三号ハにおいて「持出日証明書類」という。）

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

三 二輪の小型自動車について法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は二輪自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第八項第三号において「用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪

- 自動車等証明書又は二輪自動車検査記録事項等証明書であつて解体した二輪の小型自動車の対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第八項第三号において「解体二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類
- ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類
- (1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出日証明書類
- (2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類
- 四 政令附則第三十五条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

6 政令附則第三十五条第七項又は第八項に規定する者が法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合における政令附

則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十八条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の同条第八項各号又は第九項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号並びに主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この号において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第

八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

ニ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十八条第八項各号又は第九項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
ヘ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第八項又は第九項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車法附則第五十八条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃

止等小型特殊自動車に該当することとなつたことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第九項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

五 政令附則第三十五条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び

第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

7 対象区域内軽自動車等（法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等をいう。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（三輪以上の軽自動車に限る。以下この項において同じ。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該対象区域内用途廃止等自動車等の車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十八条第十三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第

-
- 二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日
- ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が必要と認める事項
- 二 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第一号の規定に該当する自動車等であつた場合には、用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書
- 三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合で、当該自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を同号イに規定する引取業者（以下この号において「引取業者」という。）に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該自動車等を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車等を解体し
-

たことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合で、当該自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやるを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。））、当該自動車等を同項第三号イに規定する引取業者に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、引取証明書及び持出日証明書類、当該自動車等を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

8

対象区域内軽自動車等のうち二輪自動車等（法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標

-
- 識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）
- ロ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十八条第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ニ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し又は解体した日
- ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が必要と認める事項
- 二 当該二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類
- イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等
-

-
- 二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）
- ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類
- ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下このハにおいて「持出日証明書類」という。）
- 三 当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類
- 三 当該二輪自動車等が二輪の小型自動車である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類
- イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書
- ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等
-

証明書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下このハにおいて「持出日証明書類」という。）
（当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

9 対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十八条第十三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し、又は解体した日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内小型特殊自動車の主たる定置場所在の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該小型特殊自動車を解体

したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類
四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第
三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車
の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させ
た日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理
由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認
するため当該小型特殊自動車の主たる定置場所所在の市町村の長が適当
と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）
、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車
を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

第一号の三様式（第二条関係）

（略）

あなたの税額を上記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条
の2及び第321条の7の5の規定によつて通知します。

普通徴収の方法によつて徴収する額については、上記2の各期別ごとの
納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完
納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税
額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満である
ときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納
期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセン
ト）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均
貸付割合 に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例

第一号の三様式（第二条関係）

（略）

あなたの税額を上記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条
の2及び第321条の7の5の規定によつて通知します。

普通徴収の方法によつて徴収する額については、上記2の各期別ごとの
納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完
納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税
額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満である
ときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納
期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセン
ト）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告
示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割

基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年 _____ における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(略)

第1号の四第㊦(第11条第5項)

(略)

地方税法第328条の5第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、税額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合 _____ に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年 _____ における延滞金特例

割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に _____ 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に _____ 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(略)

第1号の四第㊦(第11条第5項)

(略)

地方税法第328条の5第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、税額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割

基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(略)

備考 1 略

2 市町村は、この納税通知書の裏面に、分離課税に係る所得割の賦課の根拠となつた法律および条例の規定、分離課税に係る所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置ならびにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

3 略

繰上納付金（第1条関係）

(略)

納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に及び、税額または納入金額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期

間に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(略)

備考 1 略

2 市町村は、この納税通知書の裏面に、分離課税に係る所得割の賦課の根拠となつた法律および条例の規定、分離課税に係る所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置ならびにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

3 略

繰上納付金（第1条関係）

(略)

納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に及び、税額または納入金額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期

間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、

間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後_____の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法_____第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と_____

年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(略)

繰上納付の二乗付 (繰上納付)

(略)

納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつ

_____(します。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(略)

繰上納付の二乗付 (繰上納付)

(略)

納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後_____の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法_____第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつ

ては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。（を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。）

繰上納付の二筆目（繰上納付）

(略)

申告納入すべきであつた納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に
応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円
未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パ
ーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から
1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平

ては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と

____ します。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(略)

繰上納付の二筆目（繰上納付）

(略)

申告納入すべきであつた納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に
応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円
未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パ
ーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から
1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平

成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算し

成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後_____の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法

第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と_____

た割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。) を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。(略)

第十六号様式別表一 (第八条の五題送)

第16号様式別表 1 記載要領

1～3 略

4 「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)については重量(加熱式たばこの場合には、同条第3項第2号に規定する加熱式たばこの重量とする。)を記載すること。

この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

5 製造たばこの区分ごとの小計(法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。))にあつては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したものの(この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの)とし、加熱式たばこにあつては、同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数とする。)及びその合計を末尾の欄に記載すること。

____) を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。(略)

第十六号様式別表一 (第八条の五題送)

第16号様式別表 1 記載要領

1～3 略

4 「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ_____に

つては重量(加熱式たばこの場合には、法第74条の4第3項第2号に規定する加熱式たばこの重量とする。)を記載すること。

この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

5 製造たばこの区分ごとの小計(法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこ_____にあつては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したものの(この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの)とし、加熱式たばこにあつては、同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数とする。)及びその合計を末尾の欄に記載すること。

第十六号様式別表二（第八条の五関係）

第16号様式別表2記載要領

1～3 略

- 4 「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。
- 5 略

第十六号の二様式（第八条の五・第八条の七関係）

第16号の2様式記載要領

1～3 略

- 4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。
- 5～9 略

第十六号様式別表二（第八条の五関係）

第16号様式別表2記載要領

1～3 略

- 4 「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。
- 5 略

第十六号の二様式（第八条の五・第八条の七関係）

第16号の2様式記載要領

1～3 略

- 4 「数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。
- 5～9 略

第十六号の二様式別表一（第八条の五・第八条の七関係）

第16号の2様式別表1記載要領

1～3 略

4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

第十六号の二様式別表二（第八条の五・第八条の七関係）

第16号の2様式別表2記載要領

1～3 略

4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

5 略

第十六号の二様式別表一（第八条の五・第八条の七関係）

第16号の2様式別表1記載要領

1～3 略

4 「数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

第十六号の二様式別表二（第八条の五・第八条の七関係）

第16号の2様式別表2記載要領

1～3 略

4 「数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

5 略

第十六号の二様式別表三（第八条の五・第八条の七関係）

第16号の2様式別表3記載要領

1～3 略

4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

第十六号の五様式（第八条の六・第八条の七・第八条の九・第十六条の

二の五・第十六条の四関係）

第16号の5様式記載要領

1～4 略

5 「数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、同条第3項第2号に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。
この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

第十六号の二様式別表三（第八条の五・第八条の七関係）

第16号の2様式別表3記載要領

1～3 略

4 「数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

第十六号の五様式（第八条の六・第八条の七・第八条の九・第十六条の

二の五・第十六条の四関係）

第16号の5様式記載要領

1～4 略

5 「数量」の欄は、紙巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこについては重量（加熱式たばこの場合には、法第74条の4第3項第2号に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。
この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

6 製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。））にあつては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したものの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあつては、同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

7 略

第十九号様式（第十條の二の三題係）

(略)

地方税法第321条の7の13第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

(略)

第19号様式記載要領

1 この申請書は法第321条の7の13第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

2 略

第二十四号様式（第十條題係）

第24号様式記載要領

1 略

2 「現に所有している者、所有者とみなされる者」の欄には、法第34

6 製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこ_____）にあ

つては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したものの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあつては、同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

7 略

第十九号様式（第十條の二の三題係）

(略)

地方税法第321条の7の12第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

(略)

第19号様式記載要領

1 この申請書は法第321条の7の12第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

2 略

第二十四号様式（第十條題係）

第24号様式記載要領

1 略

2 「現に所有している者、所有者とみなされる者」の欄には、法第34

<p>3条第2項後段、第4項、第5項、<u>第6項及び第8項</u>の規定によって 固定資産税を課されることとなる者を登録すること。 3～12 略</p> <p>第二十五号様式 (第十四条関係) 第25号様式記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「現に所有している者、所有者とみなされる者」の欄には、法第34 3条第2項後段、<u>第4項又は第5項</u>の規定によって固定資産税を課さ れることとなる者を登録すること。 5～10 略</p>	<p>3条第2項後段、第4項、第5項<u>及び第7項</u>の規定によって 固定資産税を課されることとなる者を登録すること。 3～12 略</p> <p>第二十五号様式 (第十四条関係) 第25号様式記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「現に所有している者、所有者とみなされる者」の欄には、法第34 3条第2項後段<u>又は第4項</u>の規定によって固定資産税を課さ れることとなる者を登録すること。 5～10 略</p>
--	--

附則第七条による改正（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号））

改 正 後		改 正 前	
歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）			
歳 入		歳 入	
都 道 府 県		都 道 府 県	
款	項	目	
1 及び 2 略	1 特別法人事業譲与税	1 地方法人特別譲与税	
3 地方譲与税	2 ～ 6 略	1 地方法人特別譲与税	
4 ～ 15 略		1 市 (町村) 税	
市 町 村			
款		項	目
		略	
1 市 (町村) 税	1 及び 2 略	3 軽自動車税	

		1 環境性能割 2 種別割
2～5 略	4～13 略	
6 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金
7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金
8～21 略		1 地方消費税交付金

		1 環境性能割
2～5 略	4～13 略	
6 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金
7～20 略		1 地方消費税交付金

備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第1項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4 地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、

「 3 地方譲与税	1 特別法人事業譲与税	1 特別法人事業譲与税
	2～6 略	

を」

備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第1項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4 地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、

「 3 地方譲与税	1 地方法人特別譲与税	1 地方法人特別譲与税
	2～6 略	

を」

「 3 地方譲与税	1 特別法人事業譲与税 2～7 略	1 特別法人事業譲与税 2～7 略
4 略		と 」

「 3 地方譲与税	1 地方法人特別譲与税 2～7 略	1 地方法人特別譲与税 2～7 略
4 略		と 」

すること。

すること。

「 2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「9 地方特例交付金」を「13 地方特例交付金」とし、以下順次4号ずつ繰り下げ、	「 2～5 略 6 法人事業税交付金 7 地方消費税	1 法人事業税交付金 1 法人事業税交付金
--	----------------------------------	--------------------------

「 2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「8 地方特例交付金」を「12 地方特例交付金」とし、以下順次4号ずつ繰り下げ、	「 2～5 略 6 地方消費税	を を
--	--------------------	--------

	交付金		交付金	
	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金
	8 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	7 環境性能割交付金	1 地方消費税交付金
	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金
「 2～6 略			「 2～6 略	
7 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金
8 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 法人事業税交付金	8 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金
9 ギルフ場利用税交付金	1 ギルフ場利用税交付金	1 地方消費税交付金	8 ギルフ場利用税交付金	1 地方消費税交付金
		1 ギルフ場利用税交付金	1 ギルフ場利用税交付金	1 ギルフ場利用税交付金

10 環境性能割 交付金	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	9 環境性能割 交付金	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金
11 軽油引取税 交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金 2 旧法による軽油引 取税交付金	10 軽油引取税 交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金 2 旧法による軽油引 取税交付金
12 国有提供施設等所在市 町村助成交 付金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交 付金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交 付金	11 国有提供施設等所在市 町村助成交 付金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交 付金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交 付金
すること。		すること。		すること。	

歳 出		
都 道 府 県		
款	項	目
1～12 略	1～6 略	
13 諸支出金	7 <u>法人事業税交付金</u>	1 <u>法人事業税交付金</u>
	8 <u>地方消費税交付金</u>	1 <u>地方消費税交付金</u>
	9 <u>ゴルフ場利用税交付金</u>	1 <u>ゴルフ場利用税交付金</u>
	10 <u>環境性能割交付金</u>	1 <u>環境性能割交付金</u>
	11 <u>利子割精算金</u>	1 <u>利子割精算金</u>
14 略		

歳入予算に係る節の区分 (第十五条関係)

款	区 分	節
都 (道府県) 税、市 (町村) 税	1	現年課税分
	2	滞納繰越分

歳 出		
都 道 府 県		
款	項	目
1～12 略	1～6 略	
13 諸支出金	7 <u>地方消費税交付金</u>	1 <u>地方消費税交付金</u>
	8 <u>ゴルフ場利用税交付金</u>	1 <u>ゴルフ場利用税交付金</u>
	9 <u>環境性能割交付金</u>	1 <u>環境性能割交付金</u>
	10 <u>利子割精算金</u>	1 <u>利子割精算金</u>
14 略		

歳入予算に係る節の区分 (第十五条関係)

款	区 分	節
都 (道府県) 税、市 (町村) 税	1	現年課税分
	2	滞納繰越分

<p>ただし、歳入予算の項の区分を地方消費税とするもの及び項の区分を軽自動車税とし目の区分を環境性能割とするものについては、目と同一とする。</p>	<p>ただし、歳入予算の項の区分を地方消費税とするもの _____ _____ については、目と同一とする。</p>
略	略

附則第八条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号））

改 正 後	改 正 前
<p>第十六号様式別表一記載要領4中「<u>同条第3項第2号</u>」を「<u>同条第3項第1号</u>」に改め、同表記載要領5中「計算した」を「換算した」に改める。</p> <p>第十六号の五様式記載要領5中「<u>同条第3項第2号</u>」を「<u>同条第3項第1号</u>」に改め、同表記載要領6中「計算した」を「換算した」に改める。</p>	<p>第十六号様式別表一記載要領4中「<u>第74条の4第3項第2号</u>」を「<u>第74条の4第3項第1号</u>」に改め、同表記載要領5中「計算した」を「換算した」に改める。</p> <p>第十六号の五様式記載要領5中「<u>第74条の4第3項第2号</u>」を「<u>第74条の4第3項第1号</u>」に改め、同表記載要領6中「計算した」を「換算した」に改める。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三条の二を削り、附則第三条の二の二を附則第三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。</p> <p style="text-align: center;">（電子情報処理組織による申告の特例）</p> <p>第三条の二の二 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項（第三項から第五項までにおいて「申告書記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、<u>国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令</u>（平成十五年財務省令第七十一号）第四条の規定の例による。</p> <p>2 前項の規定によりその例によるものとされる<u>国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令</u> 第四条第一項の届出は、法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者（法第七十二条の八十の二第三項に規定する受託事業者を除く。）が資本金の額又は出資の金額が一億円を超える法人に該当することとなった日から一月以内（当該法人が新</p>	<p style="text-align: center;">（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三条の二を削り、附則第三条の二の二を附則第三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。</p> <p style="text-align: center;">（電子情報処理組織による申告の特例）</p> <p>第三条の二の二 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項（第三項から第五項までにおいて「申告書記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、<u>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令</u>（平成十五年財務省令第七十一号）第四条の規定の例による。</p> <p>2 前項の規定によりその例によるものとされる<u>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令</u>第四条第一項の届出は、法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者（法第七十二条の八十の二第三項に規定する受託事業者を除く。）が資本金の額又は出資の金額が一億円を超える法人に該当することとなった日から一月以内（当該法人が新</p>

たに設立されたものであつて、次に掲げる法人である場合には、その設立の日から二月以内）に行わなければならない。

一 その設立の時ににおける資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第六十三条の二第一項で定める金額が一億円を超える法人（法人税法第二条第四号に規定する外国法人を除く。）

二 保険業法第二条第五項に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

五 国又は地方公共団体

3 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項に規定する総務省令で定める方法は、同項に規定する電子情報処理組織を使用して、申告書記載事項を入力して送信する方法とする。

4 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項の提供については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令

第五条第一項の規定の例により、行わなければならない。

5 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の

たに設立されたものであつて、次に掲げる法人である場合には、その設立の日から二月以内）に行わなければならない。

一 その設立の時ににおける資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第六十三条の二第一項で定める金額が一億円を超える法人（法人税法第二条第四号に規定する外国法人を除く。）

二 保険業法第二条第五項に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

五 国又は地方公共団体

3 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項に規定する総務省令で定める方法は、同項に規定する電子情報処理組織を使用して、申告書記載事項を入力して送信する方法とする。

4 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項の提供については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令

第五条第一項の規定の例により、行わなければならない。

5 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の

八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項を提供する場合には、同項の事業者は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令 第六条の規定の例により、その名称を明らかにしなければならぬ。

附則

(事業税に関する経過措置)

第三条 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。附則第七条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）

附則第六条第四項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、毎年度、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十三十三条第一項の規定により調製された市町村の決算に係る市町村民税の法人税割額のうち標準税率をもって算定された額で当該年度前三年度内（交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内。以下この条において同じ。）の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数值を乗じて得た額及び同項の規定により調製された都の決算に係る都民税の法人税割額（地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額をいう。）のうち標準税率をもって算定された額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数值を乗じて得た額とする。

第五条 令和二年四月一日前に設立された法人である事業者（地方税法第

八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項を提供する場合には、同項の事業者は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令 第六条の規定の例により、その名称を明らかにしなければならぬ。

附則

(事業税に関する経過措置)

第三条 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。附則第七条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）

附則第六条第五項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、毎年度、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十三十三条第一項の規定により調製された市町村の決算に係る市町村民税の法人税割額のうち標準税率をもって算定された額で当該年度前三年度内（交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内。以下この条において同じ。）の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数值を乗じて得た額及び同項の規定により調製された都の決算に係る都民税の法人税割額（地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額をいう。）のうち標準税率をもって算定された額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数值を乗じて得た額とする。

第五条 令和二年四月一日前に設立された法人である事業者（地方税法第

七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。）において所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第五条の規定による改正後の消費税法（昭和六十三年法律第八号）第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（地方税法第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項の事業者に限る。）は、当該課税期間開始の日以後一月以内に第一条の規定による改正後の地方税法施行規則附則第三条の二の二第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。

七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法七十二條の七十八第三項に規定する課税期間をいう。）において所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第五条の規定による改正後の消費税法（昭和六十三年法律第八号）第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（地方税法七十二條の八十七各項並びに七十二條の八十八第一項及び第二項の事業者に限る。）は、当該課税期間開始の日以後一月以内に第一条の規定による改正後の地方税法施行規則附則第三条の二の二第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。

附則第十条による改正（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号））

<p>改正後</p>	<p>附則 （施行期日等）</p> <p>第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行し、令和元年度分の森林環境譲与税から適用する。</p> <p>（法附則第三条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八条第一項の林野庁長官が実施した調査）</p> <p>第二条 法附則第三条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八条第一項に規定する林野庁長官が実施した調査のうち総務省令で定める調査は、平成二十九年度において森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項に規定する全国森林計画をたてるために林野庁長官が実施した調査とする。</p> <p>（令和元年度から令和三年度まで）の各年度における法第二十八条第一項の私有林人工林の面積）</p> <p>第三条 令和元年度から令和三年度までの各年度において法附則第三条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八条第一項に規定する統計法第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果又は林野庁長官が実施した調査のうち</p>
<p>改正前</p>	<p>附則 （施行期日等）</p> <p>第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行し、平成三十一年度分の森林環境譲与税から適用する。</p> <p>（法附則第三条第一項）の規定により読み替えて適用される法第二十八条第一項の林野庁長官が実施した調査）</p> <p>第二条 法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十八条第一項に規定する林野庁長官が実施した調査のうち総務省令で定める調査は、平成二十九年度において森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項に規定する全国森林計画をたてるために林野庁長官が実施した調査とする。</p> <p>（平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度における法第二十八条第一項の私有林人工林の面積）</p> <p>第三条 平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度において法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十八条第一項に規定する統計法第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果又は林野庁長官が実施した調査のうち</p>

ち総務省令で定める調査の最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積は、前条に規定する調査の結果による平成二十九年三月三十一日現在における私有林かつ人工林の面積（以下この条において「私有林人工林面積」という。）とする。ただし、当該私有林人工林面積が公表された後において市町村の廃置分合があつたときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林面積を関係市町村の私有林人工林面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林面積とすることができる。

ち総務省令で定める調査の最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積は、前条に規定する調査の結果による平成二十九年三月三十一日現在における私有林かつ人工林の面積（以下この条において「私有林人工林面積」という。）とする。ただし、当該私有林人工林面積が公表された後において市町村の廃置分合があつたときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林面積を関係市町村の私有林人工林面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林面積とすることができる。